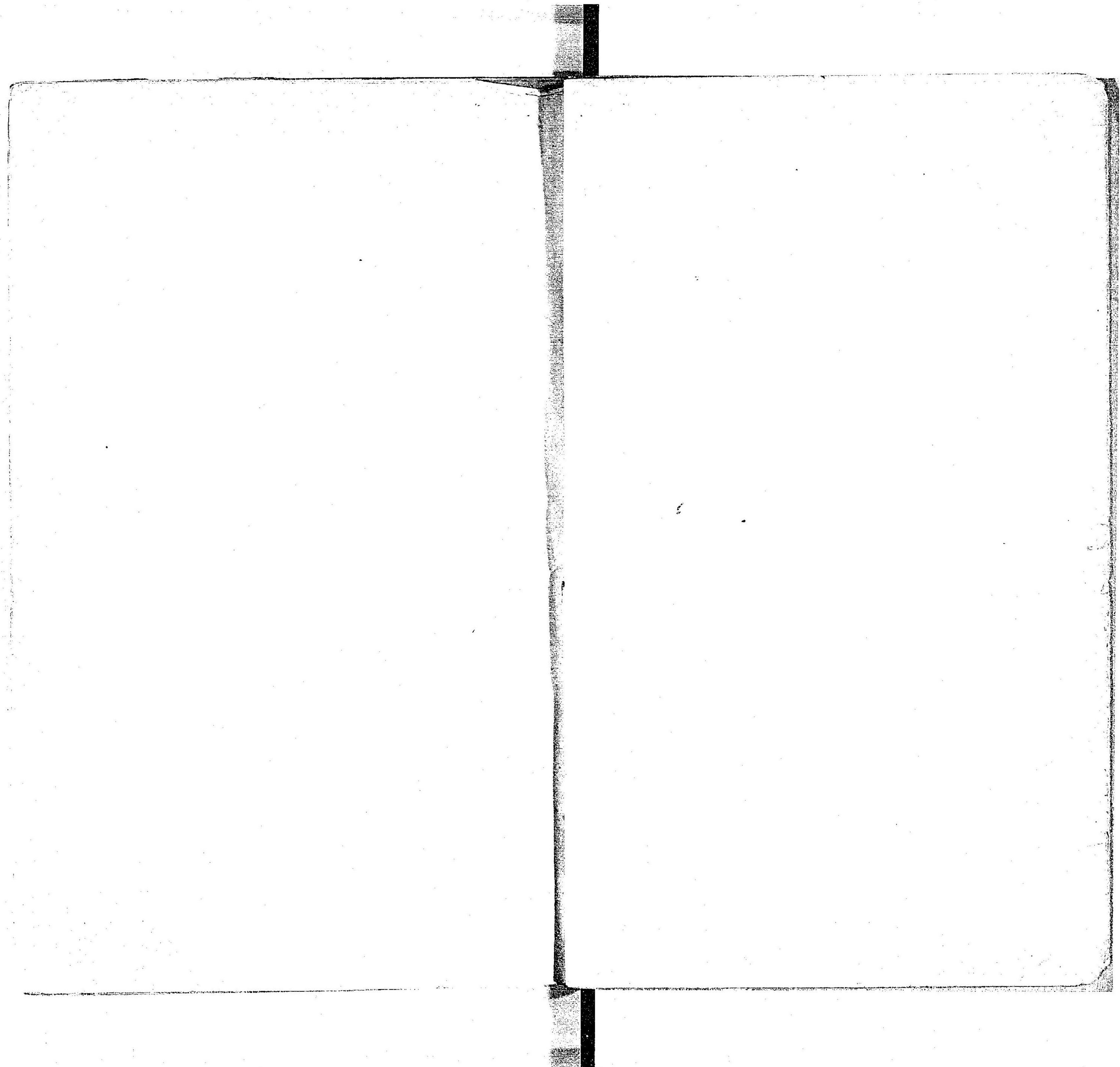


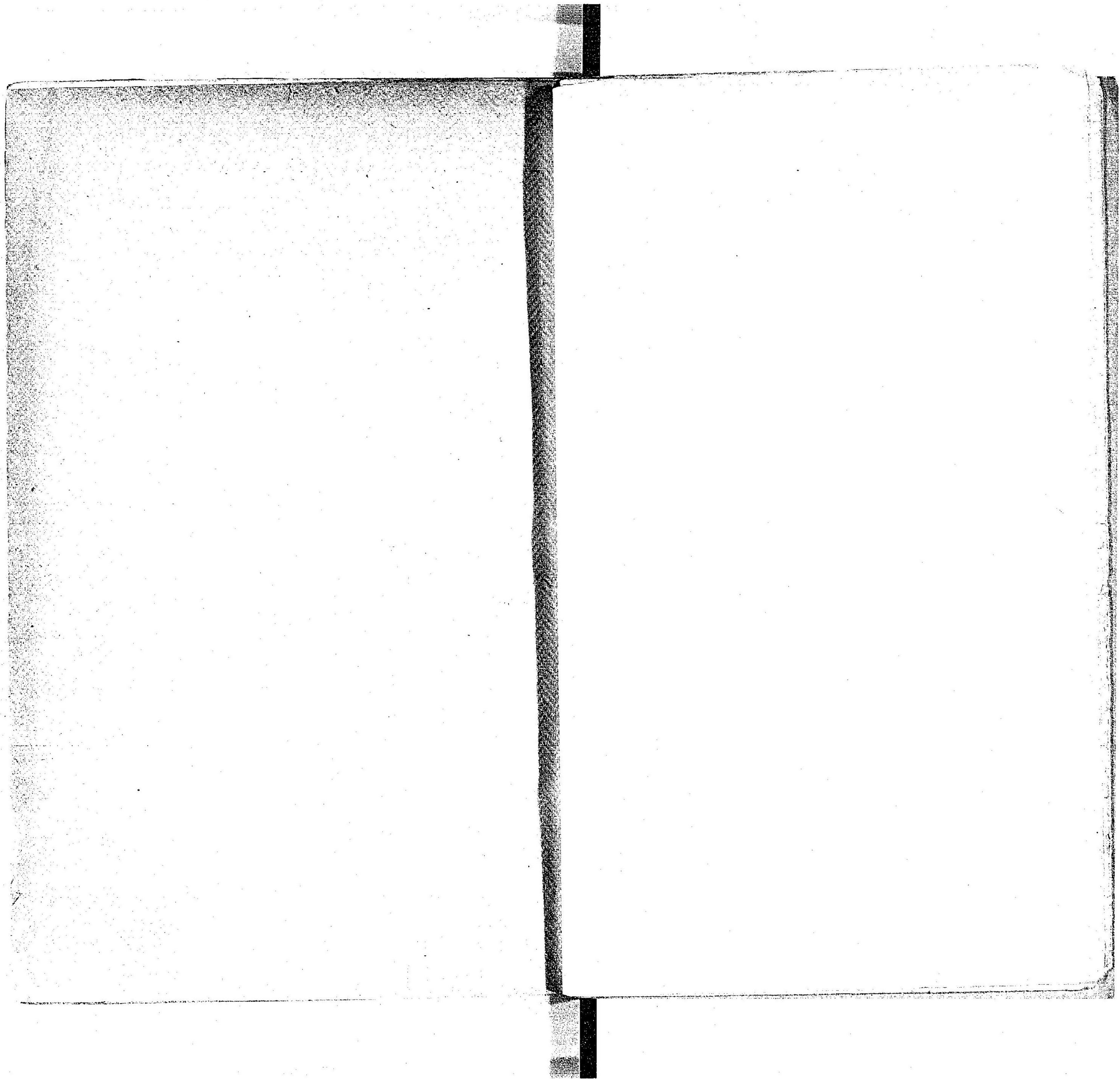
9
22

文學博士 木村正辭先生 題
第一高等學校教授 今井彦三郎先生 序
堤達也先生 著

國語故事成語詳解

東京 大學館發行





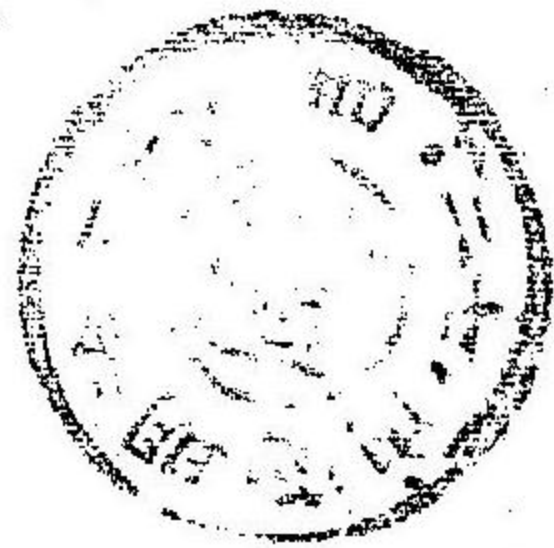
96-228

福

五

祝高正辭

辛巳年



この頃の世の讀書界ばかり、趣味多くなりもて
行くはあらし。僅に海をへだてたる支那のあ
たりに、文の道もとめてあかず宜しところおぼ
えたれ、五百重雲、千重たなびく雲のあなた、西
の果てなる國々にも、心のまゝに窮めしること
かたくもあらしなりたるよ。かくては、上下
三四千年の遠きに遡れる外、海山萬里にあまる
廣き隈々も、落つるところなく求め出で、文の
道いよ、明らかに、詞の華いよ、にぎは、しう

なりまさるらむこと、疑ひなかるべし。

二

堤達也の君は、まめやかなる讀書子にして、遠ひ
るき學びの道に分け入り、あくことしらぬが、先
づうれしくうち覺えらるゝに、物學びのかたは
ら、故事成語考をものして、我國人の思想とある
語の數を拾ひ出で、世のもの學ぶ人にも益せば
やとて、解釋を試みられたるは、進みゆく世の幸
もおもはれて次にうれしからずやは。
その至れる真心には、學びの道のかくさかゆく

まゝに、ひたもの、西の國學びに心引かれ、わが國
人の家を成し國を成しつる本つ學びの道のく
らくしもなりゆかば、ゆゝしきことゝおぼして
のしわざにもやあらむ。こは極めてあやしき
おしあてごとにはあれど、あながち違へらむと
しも思はぬは、堤君の心はわれぞよく知れる一
人と思へばなり。たゞし、この國の學びのはか
くしからずもあめるは、西の國なるは科學と
いふ學びの力に由りてとりく窮めゆくなる

三

に似ぬが爲めとしいふ。堤君こゝに志あり、遠
 きに至るも近き足もとより始る、この國の學び
 の道をすぢ立て、む同じ考もて此の書に手を
 下しぬとならば、この國の學びの道に一步を進
 めつと見らるべく、さては、さらにうれしきこと
 なるべし。

明治三十六年四月

鯉山 今井彦三郎

緒言

國文の故事熟語を知らぶるは、漢文の故事熟語を知らぶるよりも
 甚だ困難なるものあり、漢文に至りては、佩文韻府、淵鑑類函、五
 車韻瑞、五雜俎、白眉故事、黃眉故事等の數書に涉獵して、略足
 れりとすることを得べし、左かのみならず、晩近、漢學速成、漢
 文學資料、漢文故事熟語詳解等の、續々として出版に上るありて、
 世人を益すること少なからず、然るに、國文に至りては、斯る便
 利なる書籍なきを以て、國語の故事熟語を知らんには、古書若く
 は、幕府時代の學者の説等を百方搜索せざる可らず、而して是等

二
の書籍に於ける故事熟語を説きたるもの、其材料極めて少なく、概ね一著書、一學者の説に於て、取らんとするもの甚だ少く、隨て讀み隨て拔萃するも、其取り得たるもの實に僅少にして、書籍を涉獵する勞と、其材料を得るとの件はざることに、實に驚くに堪えたり、加ふるに、或る故實等に至つては、古今學者の説、未だ一定せず、故に一書の説を其儘引用すること能はずして、己れの考證をも加へざれば、用を爲さざるものあり、晚近、國語の辭書の梓に上れるもの多けれども、此等の辭書より供給することを得ず、何となれば、辭書の職分として、故事に關すること少なく、單に熟語の解釋に止り、且其解釋は、尤も簡單に説明し去れるものな

れば、隨て正確なる解決を與ふるものにあらず、正確なる解決を與ふるものは、正に本書の如きもの、任務とする處なるべし、然るに、世間未だ本書の如きもの、出づること少なきは、誠に國文學上に於ける一の缺點とせざる可らざるなり、是に於てか、余が此著の如きは此缺點を補はんが爲めにして、國文學上に於ける故事熟語の解釋の嚆矢たるを信じて疑はざる所なり、其解釋は、務めて正鵠を得んことを欲したりしかども、國文の故事熟語たるや、學者により、時代により、各説を異にし、正否如何を捕足す可らざるものありて、何れの書、何れの説を以て正確として、依據すべきかを疑はしるもの、誠に少しとせず、之を要するに、國文の

故事成語は、深く研究すれば、却て明かならざるもの多く出て來りて、古書古説の信ずるに足らざるものあり、是に於てか、彼此参考し、取るべきは取り、舍つべきは舍て、加ふるに、自己の判断を以て解決したるもの、概ね然らざるなし、且其蒐拾の困難なるが爲め、隨て材料に乏しく、僅かに一千に及ばざる問題を解釋したるに過ぎず、此余が甚だ遺憾とする所なり、後日閑を得ば、續篇として本書の遺漏を補はんと欲す、見るもの夫れ是を諒せよ、

明治三十六年二月

著者 しろす

凡例

凡

一本書、收むる所、漢文にわたれるもの甚だ多し、是れ漢文は古くより、我國人の間に用ゐられて、國文化したるもの多ければなり、

一本書、官職に關すること、裝束に關すること、建築に關すること、制度に關することは、各専門に屬することゝて、之を博く蒐拾するは本書の職分にあらざるを以て、只其尤も普通に用ゐること多きものゝみを取れり、

一本書の説、或一の書を悉く引用するものは、其書の名を掲げて自己の説をまじへざるものあり、或は其書を引き、自己の説を交へたるものあり、或は其書を訂正して、自己の説としたるものあり、

一本書は、古書を引用するに、漢文、若くは令、式、其他、我國の轉倒文は其儘引用する時は、何の役をも爲ざるを患ひ、皆意譯若くは直譯として、一切返り轉の

例

(一)

文を引用せず、之は其儘引用するは、却て世人の困難ならんことを思ひてなり、但し長恨歌等、二三の者は事情止を得ずして原形にせり、
 一本書、假字遣に注意せざるものありて、例へば夾竿は、けふさんにて、(け)の部に出すべきなれども、きやうとして(き)の部に入れたる類甚だ多からん、讀者今日の發音にて引き見るべし、必ずしも古き字音の假字に拘泥す可らず、
 一本書收むる處漢文に關する問題の多き今一つの理由は文部省教員檢定試験又は高等學校、高等師範學校入學問題等を見るに其熟語の解釋問題は純粹の漢文書より出すもの極めて少なく必_二國書國文に用ゐられたる漢文の熟語に限るが如き觀あり故に國文中の漢文字は務めて蒐收したり、

目次

あ之部

(一) 目次

亞相(一)
阿衡(二)
握蘭之職(二)
白馬(二)
縣召(三)
青葉の笛(三)
あら人神(四)
安堵(五)
朝臣(六)

あ之部

あじろ(七)
あづまや(七)
青侍(八)
甘栗使(八)
あこめ(九)
あをすり衣(九)
あがもの(一〇)
赤引の糸(一〇)
あきつしま(一一)
あげまき(一一)
あしのまろや(一二)
あとをたる(一三)

い之部

一人(一六)
一人(一六)
一の上(一六)
異位重行(一六)
衣冠(一七)
今様、韻ふたぎ(一八)
出車(一八)

威儀のみこ……………(二八)	五衣……………(二六)	驛の長に詩句とらす……………(三二)
位田……………(二八)	犬追物……………(二七)	る人……………(三二)
猶子……………(一九)	いつきのみや……………(二七)	優曇華……………(三二)
倚盧……………(一九)	五十日……………(二八)	卯月、霜月……………(三三)
いざよう月……………(二〇)	井出の下帯……………(三八)	歌繪……………(三三)
泉殿……………(二一)	石灰壇……………(二九)	樹……………(三四)
有職……………(二二)	出衣……………(二九)	宇治のはしひめ……………(三五)
いもせの山……………(二二)	一里塚……………(三〇)	太秦、うねめ……………(三六)
蔭補……………(二三)	う之部……………(三〇)	うへのきぬ……………(三六)
伊勢をのあま……………(二三)	うぶやの儀式……………(三一)	うまのはなむけ……………(三七)
位袍……………(二四)	溜明殿……………(三一)	うらはみの人……………(三七)
印地打……………(二五)	薄墨の繪旨……………(三一)	雲網縁の墨……………(三七)

外郎薬……………(三八)	宴穩の座……………(四五)	押字……………(四九)
氏の長者……………(三八)	遙任の官……………(四五)	御湯殿のつるうち……………(五〇)
卯杖……………(三九)	を お之部……………(四五)	溜職……………(五〇)
卯槌……………(三九)	女は己をしるもの……………(四六)	鬼の間、送りの内侍……………(五一)
えゑる之部……………(四二)	爲めにかほつくりす……………(四六)	御書日……………(五一)
繪所の別當……………(四二)	女は三に従ふもの……………(四六)	音楽……………(五二)
野曲……………(四二)	女は春をあはれむ……………(四七)	尾花粥……………(五三)
遠關日……………(四三)	斧の柄も朽ぬべし……………(四七)	小忌衣……………(五三)
衛府の太刀……………(四三)	御引直衣……………(四七)	をろの鏡……………(五四)
淵醉……………(四三)	大内の十二門……………(四八)	おほきおほちぎみ……………(五四)
櫻……………(四四)	押領使……………(四八)	おりゐのみかど……………(五四)
遙拜……………(四四)	大問書……………(四九)	おいかけ……………(五五)

か之部

柏夾	かしばさみ	五〇
狩衣	かりぎぬ	五〇
紙屋紙	かみやがみ	五〇
上達部	かんだちぶ	五七
恪勤	かくしん	五七
挿頭の綿	かざしわた	五七
かりの使	かりのつかひ	五七
神樂歌	かみらうた	五八
かたはれ月	かたはれつき	五九
鵲の渡せる橋	かすさぎわたはし	六〇
かおもとのあるじ	かおもとのあるじ	六一
かへりあるじ	かへりあるじ	六一
神無月	かんなづき	六二
挿頭の花	かざしはな	六二
笠懸	かさかけ	六二
格子	かかし	六三
下若	かじやく	六四
狩襖	かりあふ	六四
髪長	かみなが	六四
還り立の儀	かへりだちぎ	六四
定考	かぢかう	六五
交易の御馬	かうぎのおんま	六六
漢書の御屏風	かんしょのみびやぶ	六六
河竹	かはたけ	六七
き之部	き之部	六八
切下文	きりくだしおみ	六八
禁野	きんや	六八
吉書始	きつしよはじめ	六八
擬合人の奏	ぎごねりのそう	六九
毬杖	きうぢやう	六九
起請	きしやう	七〇
凝當	ぎやうたう	七〇
角袋	かくふたい	七一
行守	ぎやうしゆ	七二
儀同三司	ぎどうさんし	七三

曲水の宴	きよくすいのえん	七三
祈年祭	きねんさい	七四
裘袋	きうたい	七四
魚味の祝ひ	ぎよみのいわい	七五
麴塵の袍	きくじんほ	七五
如月	きらいづき	七六
夾竿	きやうさん	七六
几帳	きちやう	七七
竟宴	きやうえん	七八
機嫌	きげん	七八
切杭の申文	きりくわいのみまをり	七九
碁聖大徳	きせいだいたく	八〇
乞巧奠	きつかうてん	八〇
く之部	く之部	八二
薬玉	くすりたま	八二
雲に飛ぶ薬	くもにとぶくすり	八三
杭を守る愚夫	くわいをまもるぐふ	八三
元三	ぐわんさん	八三
貫首	くわんしゆ	八四
公請	くわんしやう	八四
公麻田	くわいでん	八四
公麻稻	くわいいたう	八五
藏人	くらひと	八六
黄檗染の袍	くわうばくぜんほ	八七
口宣	くちせん	八七
脚のふるまい	くわきのふるまい	八八
吳竹臺	くれたけだい	八八
過所	くわしよ	八九
雲隠れ	くもかくれ	八九
くかにさまよう	くかにさまよう	九〇
櫛形	くしがた	九〇
くは形	くはがた	九一
車寄	くるまよせ	九一
車宿	くるまやどり	九二
關白の直廬	くわんぱくのおちか	九二
官の奏	くわんのそう	九三

獲麟及鶴林……………(九三)	關白……………(九三)	灌佛……………(九四)	願文……………(九五)	勸學院のあゆみ……………(九五)	火浣布……………(九六)	花押……………(九六)	解由……………(九八)	けざんの文……………(九八)	玄上……………(九八)	潔齋……………(九九)
鶴退……………(一〇〇)	阮咸竿上の輝を標す……………(一〇一)	悪車の齡……………(一〇一)	警蹕……………(一〇二)	稽古……………(一〇二)	檢校……………(一〇二)	儼仗……………(一〇三)	檢非違使……………(一〇四)	交名……………(一〇四)	阮籍が青き眼……………(一〇五)	故實……………(一〇七)
好事を行じて前程を……………	問ふことなかれ……………(一〇七)	昆明池の障子……………(一〇七)	此君……………(一〇八)	閻外の權……………(一〇八)	剛卯杖……………(一〇九)	笏……………(一〇九)	更衣……………(一一〇)	ことくし名つぎ……………	たる鳥……………(一一〇)	香爐峰の雪……………(一一一)
										聲明王の眼をぬすむ……………(一一一)

け之部

こ之部

五經……………(一一三)	公卿……………(一一三)	小上臈……………(一一三)	固關……………(一一三)	功田……………(一一三)	國司……………(一一三)	國司國造……………(一一四)	勾當の内侍……………(一一五)	根本中堂……………(一一五)	部領使……………(一一六)	駒迎……………(一一六)	駒牽……………(一一七)	健兒……………(一一八)	狛犬……………(一一八)	後院……………(一一八)	後朝の使……………(一一九)	御禊……………(一一九)	五節……………(一一九)	御佛名……………(一二〇)	五家髓腦……………(一二一)	さ之部	雜色……………(一二三)	參座……………(一二三)	山柿の門……………(一二四)	三關……………(一二四)	里内裏……………(一二五)	散樂猿樂……………(一二六)	齋宮……………(一二七)	齋院……………(一二八)	齋王……………(一二九)	さへらへ男……………(一二九)	片代……………(一三〇)	左義長……………(一三〇)	三遲……………(一三一)
--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-----------------	----------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	----------------	--------------	--------------	---------------	----------------	-----	--------------	--------------	----------------	--------------	---------------	----------------	--------------	--------------	--------------	-----------------	--------------	---------------	--------------

三史……………(一三二)	相聞の歌……………(一三三)	上巳ノ菘……………(一四一)
左道……………(一三二)	最勝講……………(一三六)	七賢人……………(一四一)
酒の名を聖とおふ……………(一三二)	櫻鯛……………(一三七)	潤屋の體……………(一四一)
三公……………(一三三)	宰相……………(一三八)	職分田……………(一四一)
三槐……………(一三三)	し之部	尻付……………(一四一)
左遷……………(一三三)	四大納言……………(一三九)	升耳の災……………(一四三)
猿の聲に袖を沾す……………(一三四)	七徳の舞……………(一三九)	朱買臣が妻を教へけ
五月に生れてむつか	四十五日とかや位に	ん年……………(一四三)
し……………(一三四)	おはする例……………(一三九)	釋典……………(一四四)
防人……………(一三四)	白き糸のそまんこと	白波……………(一四四)
指貫……………(一三五)	を悲しむ……………(一四〇)	勝地主なし……………(一四四)
薩人書……………(一三五)	七步詩……………(一四〇)	生涯……………(一四四)

四道……………(一四五)	四道の儒……………(一四九)	謝座……………(一五七)
上臈……………(一四五)	神代の三劔……………(一四九)	進士秀才……………(一五八)
詔書……………(一四五)	神璽……………(一四九)	私度越度冒度……………(一五八)
詔書覆奏……………(一四五)	後取……………(一五一)	しまの戯れ……………(一五九)
職事……………(一四六)	しひしばの袖……………(一五一)	正下の加階……………(一六〇)
四個の祭……………(一四六)	出擧……………(一五二)	科戸の風……………(一六〇)
朱器の饗……………(一四六)	句……………(一五二)	莊園……………(一六一)
箭の申文……………(一四七)	しりくめなわ……………(一五三)	しをり……………(一六一)
氏定……………(一四七)	しでの田をさ……………(一五四)	色紙……………(一六二)
准母儀……………(一四七)	重藤の弓……………(一五六)	證義……………(一六三)
自恣の僧……………(一四八)	師走……………(一五六)	尙齒會……………(一六三)
准三宮……………(一四八)	寢殿……………(一五六)	節……………(一六四)

色代……………(一六四)	受領……………(一七一)	墨染櫻……………(一七六)
新嘗祭神嘗祭……………(一六五)	洲濱……………(一七二)	清華……………(一七八)
神……………(一六五)	鈴鹿……………(一七二)	仙籍……………(一七八)
今食……………(一六五)	衰日……………(一七三)	宣下の官……………(一七八)
十三經……………(一六六)	雀小弓……………(一七三)	宣命……………(一七九)
四家髓腦……………(一六八)	摺衣……………(一七三)	姓氏……………(一八〇)
淨瑠璃……………(一六八)	するすみ……………(一七四)	宣旨……………(一八一)
白拍子……………(一六九)	素襖……………(一七四)	消息……………(一八二)
十善の位……………(一七〇)	出舉……………(一七五)	染筠の涙……………(一八三)
す之部	生絹……………(一七五)	先聖先師……………(一八三)
寸陰を惜む……………(一七一)	すめみま……………(一七五)	芹つみし昔の人……………(一八三)
賣炭の老は哀れなり(一七二)	水干……………(一七六)	

禪閣……………(一八五)	僧綱……………(一九三)	高階の氏文……………(一九九)
踐祚……………(一八五)	訴訟……………(一九四)	太上天皇……………(一九九)
攝家……………(一八六)	束帶……………(一九四)	太行天皇……………(二〇〇)
節會……………(一八六)	染紙……………(一九四)	高瀬舟……………(二〇〇)
旋頭歌……………(一八七)	即位……………(一九五)	大樹……………(二〇一)
攝政……………(一八九)	卒都婆……………(一九五)	竹の園生……………(二〇二)
是定……………(一八九)	た之部	大饗……………(二〇二)
宣旨書……………(一九〇)	檀紙……………(一九六)	大嘗會……………(二〇三)
せみの小川……………(一九二)	大床子の御膳……………(一九六)	高御座……………(二〇三)
そ之部	大閣……………(一九七)	帯刀……………(二〇四)
租庸調……………(一九三)	大刀契……………(一九七)	斷腸……………(二〇四)
則闕之官……………(一九三)	瀧口……………(一九八)	檀那……………(二〇四)

事盤所……………(二〇五)

瀧口の弓ならし……………(二〇六)

ち之部

中宮……………(二〇七)

重寄……………(二〇七)

着鉄の政……………(二〇八)

中臈……………(二〇八)

勅書……………(二〇九)

長奉送使……………(二〇九)

地下人……………(二一〇)

鎮懐石の歌……………(二一〇)

朝觀行幸……………(二一一)

仲春に弓を射る……………(二二二)

竹葉の酒……………(二二二)

重陽……………(二二三)

陣の座……………(二二三)

勅授帶劔……………(二二四)

勅旨牧……………(二二四)

長恨歌……………(二二五)

中書王……………(二二八)

除目……………(二二九)

つ之部

月の桂……………(二三〇)

密切の劔……………(三三二)

追儼……………(三三三)

壺裝束……………(三三三)

釣殿……………(三三三)

妻戸……………(三三三)

つくしごと……………(三三三)

鶴の林……………(三三四)

つぼのいしぶみ……………(三三四)

つくも髪……………(三三四)

月次祭……………(三三五)

土殿……………(三三六)

て之部

手車の宣旨……………(三三七)

殿上人……………(二二七)

殿上の名調……………(二二八)

殿上の所宛……………(二二八)

天文の密奏……………(二二九)

田樂……………(二三〇)

纏頭……………(二三〇)

と之部

東宮……………(二三二)

東宮の女御東宮の御息所……………(二三三)

頭の辨……………(二三四)

頭の中將……………(二三四)

得選……………(三三四)

刀自……………(三三四)

所あらはし……………(三三五)

遠のみかど……………(三三六)

とぶひの野守……………(三三六)

菟裘……………(三三七)

菟裘の賦……………(三三七)

屠蘇……………(三三九)

度牒……………(三三九)

刀彌……………(三四一)

舎人……………(三四二)

とものみやつ……………(三四三)

棟梁の臣……………(三四四)

豊明節會……………(三四四)

とのゐまうし……………(三四五)

時を奏す……………(三四五)

な之部

直衣……………(三四七)

内辨……………(三四八)

難陳……………(三四八)

内覽……………(三四九)

奈良の七大寺……………(三四九)

七瀬の稜……………(三五一〇)

なごしの稜……………(三五一〇)

中務省の被官被接官	(二五〇)
梨壺の五歌仙	(二五二)
梨壺の五人	(二五二)
名調	(二五二)
内侍宣	(二五二)
中臣 稔	(二五三)
直會	(二五三)
に之部	
女御	(二五五)
女御代	(二五五)
女官	(二五五)
入道親王	(二五六)

二豎	(二五六)
女孀	(二五七)
二字を奉る	(二五七)
日給の簡	(二五八)
入眼	(二五八)
二毛の歎	(二五九)
二鼠四蛇	(二五九)
にひなめまつり	(二六〇)
ぬ之部	
塗籠	(二六一)
ぬさ	(二六一)
ぬれぎぬ	(二六三)

ね之部	
年官年爵	(二六四)
年中行事の障子	(二六五)
念人	(二六五)
鼠を以て喩となす	(二六六)
ねがひの絲	(二六六)
ねまちの月	(二六六)
の之部	
荷前の使	(二六七)
祝詞	(二六八)
野宮	(二六八)
は之部	

法親王	(二七〇)
判授の官	(二七〇)
判官代	(二七〇)
縫腋の袍	(二七一)
廢朝廢務	(二七一)
配流	(二七二)
挽歌	(二七二)
反歌	(二七二)
俳諧	(二七三)
遊姑射の山	(二七四)
萬乗のあるじ	(二七四)
沛芥の馬	(二七五)

白虹日を貫く	(二七五)
藩江陸海	(二七六)
八唐	(二七六)
八姓	(二七七)
鳩の杖	(二七七)
春を東郊にむかふ	(二七八)
烹鮮の職	(二七九)
幕府	(二八〇)
白駒隙を過ぐ	(二八〇)
階隠しの間	(二八〇)
破魔弓	(二八〇)
袍	(二八一)

箒木	(二八二)
放免	(二八二)
齒固	(二八四)
はての日はてのとし	(二八四)
縹	(二八五)
花の兄	(二八六)
はまゆか	(二八六)
はつか草	(二八七)
放出	(二八七)
ひ之部	
非藏人	(二八九)
日ノ下臈	(二八九)

非成業……………(二九〇)
 非參議……………(二九〇)
 非時……………(二九〇)
 檜扇……………(二九〇)
 ひをりの日……………(二九二)
 琵琶行……………(二九二)
 ひれふりの嶺……………(二九四)
 火焼屋……………(二九四)
 墓目……………(二九五)
 直垂……………(二九六)
 書御座ノ御劔……………(二九七)
 副車……………(二九八)

ひま行く駒……………(二九八)
 膝突……………(二九九)
 額に手をあつ……………(二九九)
 ひちがさあめ……………(三〇〇)
 羊のおゆみ……………(三〇〇)
 日を望めば都遠し……………(三〇〇)
 肥人書……………(三〇二)
 檳榔毛の車……………(三〇二)
 琵琶法師……………(三〇三)
 被官被接官……………(三〇四)
 弘廂……………(三〇四)
 晝ノ装束……………(三〇四)

平緒……………(三〇五)
 ふ之部
 分憂の官……………(三〇六)
 風雲の想ひ……………(三〇六)
 封戸……………(三〇六)
 譜第……………(三〇八)
 佛足石の歌……………(三〇九)
 文月……………(三〇九)
 普請……………(三〇〇)
 復辟……………(三〇〇)
 風俗歌……………(三〇一)
 風土記……………(三〇一)

布施屋……………(三二二)
 ふすろの床……………(三二三)
 ふり分け髪……………(三二四)
 ふかみ草……………(三二四)
 二藍……………(三二五)
 佛名……………(三二五)
 へ之部
 反閉……………(三二七)
 表……………(三二七)
 版位……………(三二九)
 ぼ之部……………(三三〇)
 勝示……………(三三〇)

牧馬……………(三二〇)
 卯酒……………(三二〇)
 本地垂跡……………(三二二)
 ほどすかの國……………(三二二)
 北面……………(三二二)
 ま之部
 眞手結……………(三二三)
 申文……………(三二三)
 萬葉集の訓點……………(三二四)
 孫廂……………(三二四)
 まさきのかつら……………(三二五)
 まんどころ……………(三二五)

まへつぎみ……………(三二六)
 まゆずみ……………(三二六)
 み之部
 御息所……………(三二八)
 御帳臺……………(三二八)
 三の友……………(三三〇)
 みこしふり……………(三三〇)
 御輿……………(三三一)
 水むまや……………(三三一)
 御曹子……………(三三一)
 みをつくし……………(三三一)
 宮腹の子……………(三三一)

御教書……………(三三三)
 御裳濯川……………(三三四)
 宮主……………(三三四)
 御溝水……………(三三五)
 みかきもり……………(三三五)
 みづはぐむ……………(三三五)
 みなづき萩……………(三三六)
 屯倉……………(三三六)
 みゆき……………(三三七)
 みてぐら……………(三三七)
 宮原の具……………(三三八)

む之部

むつの花……………(三三九)
 むまの耳に風……………(三三九)
 六の緒……………(三四〇)
 無何有の郷……………(三四〇)
 め之部
 名簿……………(三四一)
 卯經……………(三四一)
 名家……………(三四二)
 召人……………(三四三)
 馬道……………(三四三)
 馬部……………(三四四)
 鳴絃……………(三四五)

め之部

命婦……………(三四六)
 も之部
 問籍……………(三四七)
 母屋……………(三四八)
 門跡……………(三四九)
 もとおしの袍……………(三四九)
 もくあみ……………(三五〇)
 もとこし駒……………(三五〇)
 もちづきの駒……………(三五一)
 もしき……………(三五一)
 桃尻……………(三五二)
 物忌……………(三五二)

や之部
 柳管……………(三五三)
 やぶさめ……………(三五四)
 楊名……………(三五五)
 やどりのつかさ……………(三五六)
 やまととこと……………(三五六)
 遣月……………(三五七)
 八橋……………(三五七)
 藪入……………(三五七)
 やぶにもかうの者……………(三五八)
 八十島の使……………(三五八)

ゆ之部

弓の結……………(三六〇)
 ゆるし色……………(三六〇)
 遊子のこんの月に行……………(三六一)
 く……………(三六一)
 ゆはた帯……………(三六一)
 ゆふつけ鳥……………(三六二)
 悠紀主基……………(三六三)
 よ之部
 四の緒……………(三六五)
 呼子鳥……………(三六五)
 鯛……………(三六七)
 夜の御殿……………(三六七)

よ之部

よもきが島……………(三六七)
 蓬の髪……………(三六九)
 四つのおきて文……………(三六九)
 夜の鶴……………(三六九)
 夜の錦……………(三六九)
 寄重……………(三七〇)
 夜居の僧……………(三七〇)
 節折……………(三七〇)
 ら之部
 羅城門……………(三七二)
 禮紙……………(三七二)
 螺鈿……………(三七三)

ら之部

らくしゆ……………(三七四)
臘八……………(三七四)

り之部

臨時客……………(三七五)
柳營……………(三七五)
東部王……………(三七五)
六經……………(三七六)
六藝……………(三七六)
凌雲の額をかく……………(三七六)
龍頭鷓首……………(三七七)
六議……………(三七七)
律令格式……………(三七八)

六衛府……………(三七九)
諒闇……………(三七九)

れ之部

令外の官……………(三八〇)
列見……………(三八〇)
令旨……………(三八一)
連歌……………(三八一)
禮服……………(三八三)
例幣……………(三八三)
ろ之部
狼煙……………(三八五)
祿……………(三八五)

論奏……………(三八六)

六歌仙……………(三八六)

朗詠……………(三八七)

わ之部

王女御……………(三八九)
渡りの内侍……………(三八九)
別れの御櫛……………(三八九)
童孫王……………(三九〇)
王侍従……………(三九〇)
圓座……………(三九〇)
和歌八代集……………(三九〇)
和歌二十一代集……………(三九一)

目錄終

わきあきの袍……………(三九一)

別れの霜……………(三九一)

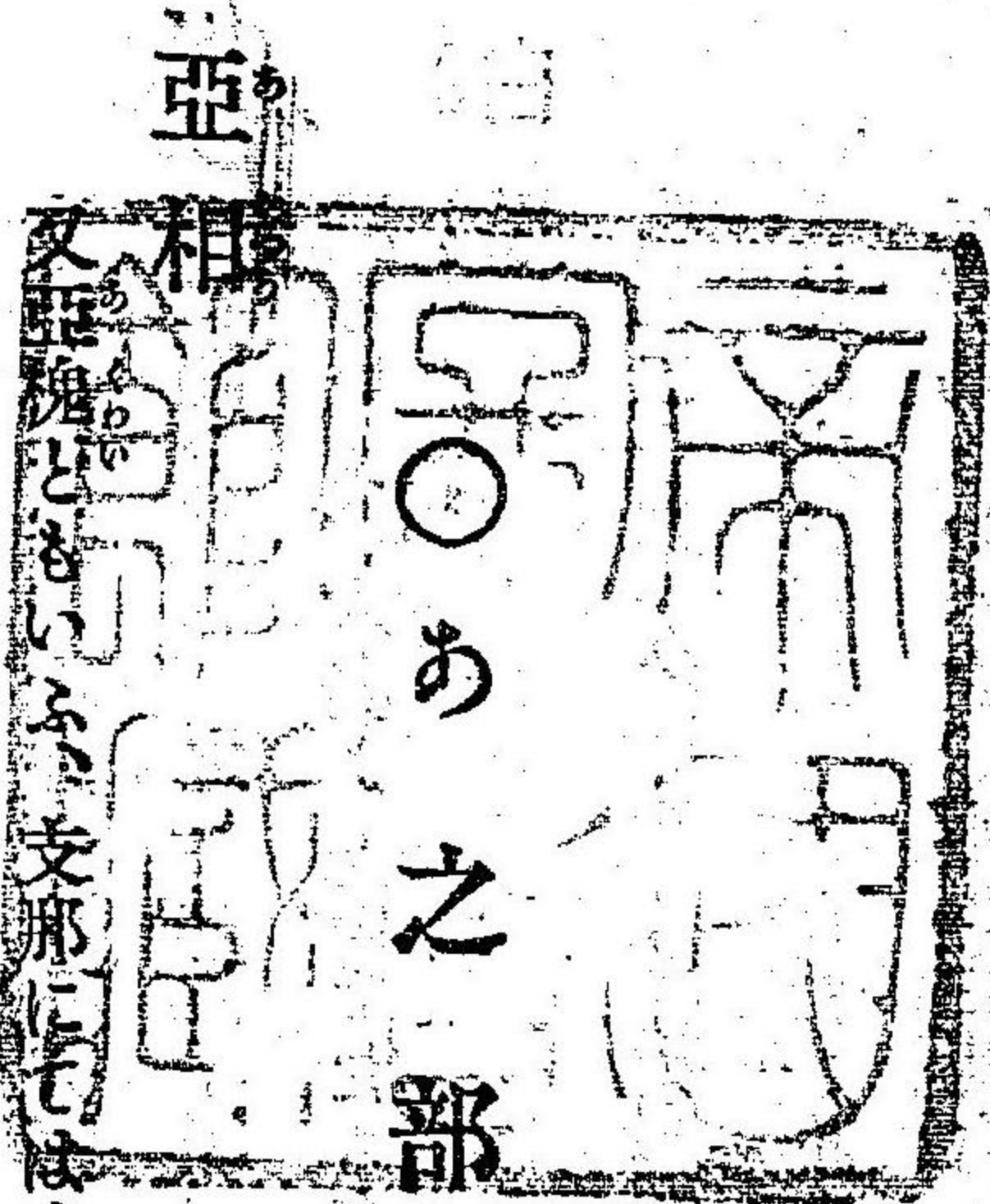
受験用書出版豫告

堤達也先生著

國語漢文文典問答

(四月下旬出版)

國語故事成語詳解



堤達也著

する故に、亞相の號あり、日本にては、大納言の人をいふ、其職掌、右大臣以上と天下の政を參議す、故に大臣朝廷に出でざるの間は、奉行すること大臣と同じ、故に亞相といふ、然れども、此れ少しく異るところあり、支那の御史大夫は、日本の彈正臺の長官に當りて、大納言に當らざるなり、

阿衡

十訓抄、職原抄等に見えたり、尙書に出づ、阿は倚なり、衡は平なり、天下を倚平する所以にして、支那三代の世、商の官の名にして、互相のことなり、

握蘭の職

大弁、中弁、少弁の左右弁官をいふ、辨官は至尊に親近し、口に鷄舌香を含み、手に蘭を握る、之れ身體不潔にては、至尊に不敬なればなり、故に之を握蘭の職といふ、六典より出でたる名なり、

白馬

萬葉二十卷、みづとりの鴨の羽のいろの青馬を今日見る人はかぎりなしといふ、と是れ本は青馬と書きたる證なり、左馬寮式にいふ、正月七日青馬云々と、さて青馬といへど、實は白馬なりとの説もあり、萬葉集略解には、青馬は今もあを馬といふものなるべし、大方古書、延喜式迄は白馬とかける事なく、青馬と

かけり、後に白虎通に春白馬を見るといふ事にならひて、白馬を牽きけんと思はるゝなりといへり、

白馬の節會は、正月七日なり、馬は陽物にて、春の色なり、之を見れば一年の邪氣を拂ふといふより起り、支那傳來なり、天子大極殿に出御になり、亦群臣も揃ふて見に出る儀式なり、

縣召

代醉篇卷三十八に、亭の長、即ち懷中より縣召の文書を出すと、縣召とは、春、地方官を任命することをいふ、猶除目の部を見るべし、

青葉の笛

攝州須磨寺に敦盛のものなりとて、青葉の笛あり、青葉といふ笛は無雙の名物にて、初は葉二つと云ひけること、江談抄に見えし、又鬼丸ともいふ、元は朱雀門の樓上の鬼の笛なりしを、博雅三位とりかへて吹て得れらし笛なり、此笛

には、葉二つありて、其色一は赤く、一つは青し、是に朝毎に露置けるといふ事とも、東齋隨筆には委しく見えたり、其後宇治殿、平等院を造りて、寶藏におさめられしを、後冷泉院召されて參らせらし事も、江淡抄に見えし、富貴殿の仰に、本朝の横笛は、葉二つを第一とす、第二松竹、第三柯亭、第四大水載、第五小水載なりと、休源抄に見えしほどのものなり、(春湊浪語)

あらし人神ひとがら

顯昭云ふ、あらし人神とは、まさしき人の神となれるを申すべきにや、後拾遺集に、八幡によませ奉られし歌に、すべらぎもあらし人神もあり、續詞花集には、北野によませ奉る歌に、あらし人神もありし昔をと、然れば應神天皇、菅廬相をあらし人神と申すなり、又住吉大明神を申せり、大鏡、菅公の處に、あらし人神にておはしますとあるこれなり、又萬葉にも見えたり、奥儀抄にいふ、あらし人神は、地祇なり、或物には惣じて地神をあらし人神と名づけたり、(袖中抄)然らば、

凡て其人の徳高く死して神となりたるものをいふなり、

安堵あんど

人に知行所を給はるとき、其地所の名、何方より何方まで、田畠幾町幾段幾歩と限りを記したる書物なり、安は置くなり、堵は垣なり、其人の知行所の分何方より何方までと、垣をしたる如く限りを記す故、安堵といふなり、俗語に、心の落付きたる事を安堵したるといふも、右の安堵の證文を給はり、其所に居住をかまへ、身の落つきたるが如きなり、猿樂の鉢本といふ謠に、相違あらざる自筆の狀、安堵に取添へ給ひければ、といふは本領相違なく下さるゝといふ自筆の狀に、今の安堵の證文を添へて給はりたるをいふなり、(貞文雜記)然れども、此説正しからざらん、按ずるに、安堵は、文選に、百姓堵に安んずと、史記に案堵に作る、應劭が注に、人皆安然堵堵の遷動せざるが如しと、此説より出たるならん、

朝臣あそみ

姓せい

私記に、我身に添ふの義、帝王相親むの詞なりといへり、後に朝臣とかくは、あそみあそみの義なり、朝は朝廷の義なり、あそんと唱ふるは音便なり、阿曾美も相副ふ臣の義なるべし、侍従の意に近し、獨斷に、公卿、侍従、尙書、帛を衣て朝するを朝臣といふ、諸營、校尉、大夫以下も亦朝臣となすと見えたり、官任問答に、昔は六位のもの、姓につけて、朝臣といひしかど、後鳥羽院より後は禁制となりたりと見ゆ、要するに、朝臣は八姓の中の姓となりて、一のかばねにいふ時もあり、又主上より臣下を親しんで呼ぶこともあり、増鏡に、水無殿にて酒宴あらせらるゝ時、後鳥羽院が、或る臣下にあそみこそ云々といはれたり、斯くあそみは種々の義ありて、名朝臣、位朝臣、姓朝臣等の別あるなり、舊の六位のものを朝臣といひしとの義もあれど、古へは六位以上を朝臣といへり、此場合の朝臣は位朝臣なり、

あじろ

延喜式に、網代とかげり、冬、川に氷魚を取らんとて、百千の杭を網引形にうち、其木に立てぬきを入れて、其はてに簀をあて、置くなり、よつてあじろ木とも、あじろ人とも、あじろの床ともいふて、歌によみたり、西土の事に、魚箔簾いそざりなどいふ、是なり、萬葉集に網代守ともかけり、網代車、網代輿、網代笠などは、字を借りたるなり、實はあむしろの義なりといへり、源氏には、網代屏風といふもの見えたり、河海抄に、遷屏風と書きて、漆骨にて片面をはりて、細き紐にてとち合はせたるものなり、昔は、山莊などの古めかしき調度には、定まりてある事なり、又網代車、網代輿、網代籠等は、何れも粗末なる造り方のものをいふ語にて、本式の車輿等よりは粗末なるものなり、

あづまやあづまや

倭名抄に、四隅をあづまやとよめり、軒を四方に下したる御所造りの體をいふ

と云へり、續日本紀にも、四阿の假屋に御すと見ゆ、されば、四方に壁なき家なりとも云へり、庭訓に局部屋、四阿屋、又東屋の義にて、其初め東國より出しといへり、四阿は、周禮左傳等に見えたり、逸書殿の註に、宮殿四に下かるを阿といふと、(和訓栞)

あをさむらひ

大鏡に、なまさむらひとあると同じことなり、青年の意、生の字の義なり、今も未熟なるを青しといへり、無位無官の徒をいふ、或は六位の侍をさして青侍ともいふは、六位は、常に緑色の袍を着るによるなるべし、

甘栗の使

江家次第抄にいふ、甘栗は平栗なりと、此れ大臣其他身分あるもの、家にて、大饗ある時に、(大饗のことはたの部にあり)饗應の膳部を拵ゆるに、必ず必要のものなり、丹波の國より出づる粟なれば、大臣大饗の時は、丹波の國へ使者

を立つるなり、枕草紙に、大饗の時の甘栗の使云々と見えたり、

あこめ

梁塵秘抄に、賤しき女をいふと見えたり、あこは吾子、めはをんなの稱なればなるべし、又袖のことは、和名抄には、あこめぎぬとよめり、あこ女のきる服なれば、單にあこめとも云ふなるべし、唐韻に、袖は女人、身に近くる衣なりと注せり、一説に赤染の義なりと、五節に茜染打袖と見ゆ、延喜式には褐とあり、説文に短衣なりと見ゆ、又はあこめの義にて、童子の汗衫の下にきるものにて、二つも三つも重ねてきこめる故、あこめといふ、枕草紙に、童の袖のうはおそひは、何色にすべき云々の文あり、又大和物語には、大宰大貳の着たる事見えれば、男女ともに用ゐるものなるべし、

あをずりの衣

古事記に、紅紐を著け、青摺の衣と見えたり、山藍にて摺れる衣にて、小忌の

事なり、後世、大嘗會の時は、小忌といひ、臨時の祭の舞人の着するを、青摺と名づく、裁縫のさまかはれるばかりなりといへり、踐祚、大嘗會の式には、小齋の親王、門下皆青摺の袍、五位以上は、紅の垂紐と見ゆ、神事に用ゐる衣にて、白地へ山藍をすりて、模様を付けたる衣なり、

あがもの

あがもの 購物の義にて、身の禍を購ふ物をいふ、古は罪あれば、其人の罪に代はるべきものを出して罪を購ひしなり、又菝のときには、紙にて人形をつくり、之に息を吹きかけて陰陽師に渡せば、陰陽師、呪文を誦して之を川へ流すなり、雜祭の起源は、此紙の人形より出てたり、猶上巳の菝の部を見るべし、

赤引の糸

赤引の糸 伊勢の六月、十二月の兩月の月次祭に、調進するものなり、明曳の糸と儀式の帳に見え、赤引の糸と延喜式に見え、令の義解には參河の國の赤引の神調の糸

と見え、三州額田郡三好氏は、徳川時代にも其ものを調進し居しといふ、其糸は麻なりと、和訓栞に以上の説見えたり、されど、之は誤ならんは公事根源に、伊勢の神衣祭の條に、神服部潔濟して、三河の赤引の神調の糸をもて神衣を織る、又麻績連といふ氏人、麻をうみて荒妙の和衣を織りて云々の文あり、されば、赤引は麻にあらざること明かなり、之は絹絲のことにて、天照大神に奉るなり、

あきつしま

あきつしま 秋津洲と、神代記に見えたり、歌にあきつすともよめり、あきつは蜻蛉なるべし、神武天皇は、まの岳をかに登りて、日本國の地形を見玉ひて、あきつのとまめせるごとしとの玉ひしより、我國をあきつしまといふなり、

あげまき

あげまき 通例總角とかけり、正字通に、束髮之を總といふ、布を以て之を爲くると見ゆ、

結び纏ふの意なり、詩に結むすなりと見え、結髪を髪あげとよめり、神樂歌に、あげまきをわさ田にやりてとあり、梁塵抄に、あげまきは童をいふ、男女ともに云ふ詞なり、とされど、女はいかゞ、四季物語には、賤の女もあげまきも、うぶすな神につかうまつりてといへり、之は牧童といへるなるべし、又あげまきを結ぶなといふは、車鎧などに下ぐる絲の組みたるをいへり、總角に似たる故なり、流蘇と訓すべし、唐詩選の注に、幃帳の間懸くる所、五綵同心下り垂る、もの、之を流蘇といふと見えたり、源氏物語に、あげまきのながき心をちぎりこめ、同じ心によりもあはなん、(和訓栞)「要するにあげまきとは、髪を束ね結ひたることをいひ、又童の事をもいひ、又轉じては車鎧など下ぐる絲のこ

のあしのまろ屋

とをいへり、

まろは、全き意なり、全體を羣にて作りたる家なり、

あとをたる、

鶯宿梅

本地垂跡の説を見るべし、
十訓抄、大鏡等に見えたり、天曆の御時、清涼殿の御前の梅の木枯れたりければ、求めさせ玉ひしに、一人の藏人が、或る女の家に行きて、梅を見出して堀り取り來りしが、女自ら書きて梅にゆひつけて參らせけるを、天皇御覽じければ歌なりけり、其歌に、勅なればいとまかしこし鶯の宿はと問は、如何こたへん、とありたりし故、此梅をかへされたりといふ、此梅を鶯宿梅といふよし、下學集にも見えたり、此女紀の貫之が女なりともいへり、

朝餉

清涼殿中の臺盤所の北にあり、又夜の御殿と隣れり、主上八時頃に、御食事なざるを朝餉の御膳といふ、朝餉の御膳は粥にて、大床子は飯なり、但し昔粥と

いひしは、全く今の飯のことにて、今粥のことは昔は水糲といへり、又昔飯といひしは、今日の強飯にて、全く蒸したるものにて、おこはといふものなり、朝餉の御膳は、女官の陪膳することにて、大床子の御膳は、儀式ばかりて、陪膳にも、臣下が仕うまつるなり、故に源氏物語桐壺の卷にも、朝餉のけしきはかりふれさせ玉ひて、大床子の御膳などはいとはるかに思召す、とあるを見れば、

一は簡略に、一は立派なる食事なることを思ふべし、

の妻牛に腹をつかる、
 十訓抄にいふ、伏見修理大夫俊綱の家にて、人々水上の月といふことを詠みて講じけり、時に田舎より上りたる兵士、中門の邊にて聞きけるが、青侍をよびて、今夜の題をこそ仕りて候へといへば、興あることなりいかゞといへば、水や空そらや水とも見えわかすかよひてすめる春の夜の月、とありければ、人々詠吟して耻ぢあへりけり、同人播磨へ下りけるが、高砂にて各歌よむ、大宮先

生義定といふもの、歌に、我のみと思ひこしかど高砂の尾の上の松もまたたてりけり、とありければ人々感じあへり、良暹その所にありて、妻牛に腹つかれぬる業かな、とぞいひけるとあり、妻牛は牝牛をいふ、牝牛は角まがり、且おとなしきものにて、人を傷くることをせざるものなる故、あなどり居て腹を突かれて、怪我したり、とのことにて、歌よみが素人に負けたることをいへるなり、

挨摻

和訓栞に云ふ、黄樹緑葉の堆合たるを、黄埃緑摻と云へり、字書に、挨は堆なり、摻は逼なりと見えたり、今應接の事となり、轉じて言語にわたり、又餽遺にうつれりと、

○いぬ之部

一人、一の人、一の上、

一人といへば、天子のことなり、大寶の箴に、天下を以て一人に奉せず、とある是なり、一の人といへば、攝政關白のことなり、又一の上といへば、左大臣のことなり、我國にては、太政大臣政務を行ふこと稀にして、皆左大臣が行ふなり、故に一の上といふなり、

○異位重行

之は公事ある日、王臣の朝廷に列立する様の名なり、此名目内裏式より見え來たりて、今の世も猶稱す、但し其様は内裏貞觀儀式等の如き中古以前と、公事根源などの如き中古以後と、少しく同じからず、又儀式によりては、或は一方に重行し、或は左右に分れて重行し、且大嘗會の時と、奏賀奏瑞の時と、其他

の儀式によりて、同時代にても同じからず、

衣冠

東帯の裝束よりは略せるものなり、故に衣冠のときは、縫腋の袍とて、兩脇を縫ひ塞ぎたる袍を必ず用ゐるなり、表袴を用ゐずして、指貫を用ゐる、石帯を用ゐずして、腰帶を用ゐる、檜扇をもつなり、故に東帯と異なる處は、石帯なく表袴なく、袍に格を立てぬが、東帯と異なる處なり、

今様

思ふに今様とは、其當時の歌にて、新らに作り出せるなり、文字の數なども定まりたることはなしと見ゆ、されば平家物語に、佛御前が、君をはじめてみるときは千代も經ぬべし姫小松云々、又東鑑、文治二年四月八日、鶴が岡に於て、靜が舞曲の處に、吉野山峯の白雪踏み分けて入りにし人の跡ぞ戀しき、等は文字もさだまれり、然し、四つ拍子に謠ふを今様とは限らざるなり、いろは歌の

韻ふたぎ

如きは、今様といふべきものなるが、之は四つ拍子なり、
古集の詩の韻字をふたぎて、其ふたぎたる韻字は、何の字なるかを當て、勝
負を決することにて、平安朝頃に行はれたる、高尚なる遊びごとなり、

出車

儀式の時、物詣の時などに、女房どもの乗りて飾れる車なり、衣裳の袖口、裳
の裾等車の外に著こぼし、美しく見ゆるよりいへる名なり、

威儀のみこ

天子御即位のとき、高御座の傍にありて、威儀を整ふる事を司り給ふ親王なり、
大鏡右大臣師輔の處に見ゆ、

位田

位階に依て之を給ふ、親王凡そ四段、諸臣一位より五位迄あり、女は三分一を

猶子

減せらる、親王は又品田ともいふ、其額は一品八十町、二品六十町、三品五十
町、四品三十町、正一位八十町、從一位七十町、正二位六十町、從二位五十四
町、正三位四十町、從三位三十四町、正四位二十四町、從四位二十町、正五位
十二町、從五位八町なり、(制度通)

他人の子を養はんは、養子といふべし、猶子にあらず、猶子とは甥のことなり、
禮記に、甥は猶、子の如しとあり、仍て甥を猶子といふ、されば、千字文にも、
猶子を比兒ひごのまこと子こととよめり、但し猶子を養ひ子と訓せる本あり、頗ぶる誤り
か、既に禮記の註に、兄弟の子をば己の子に比す、故に猶子といふといへり、
猶子の二字ををいとよむなり、(摺囊抄)

倚廬

禮記雜記の注に、廬は中門外の東壁に在り、木に倚りて爲くる、故に倚廬とい

ふ、諒闇の御忌の假御所をいふ、徒然草、諒闇の年ばかりいみじきはなし、倚
虚の御所の有さまなど、板敷をさげ、布のもこうあらくしく云々とあり、又
辨内侍日記にも見えたり、

いさよう月付月の種説

顯昭云ふ、いさよう月は、やすろう月といふ事なり、ともなう事、誘引の意に
て、人を誘引して待たしむる意なりとは僻説ならん、月代あがりて、出でもや
らぬ程をいふ、綺語抄にいふ、月は日並に隨ひて、其名を異にす、始は三ヶ月、
七八日は上の弓はり、十五日もちの月、十六日いざよい、十七日をば立待月、
十八日をば居待月、十九日をば寝まち月、二十日をばはつかの月、廿二廿三日
をば下の弓はり、下旬をばをしなべてありあけ、大かたは十四五日より、月の
入らぬ先きに夜の明るをば、皆有明の月といふべけれども、委しくいへば、二
十日の後をいふべきなり、弓はりとは、上弦下弦の事よりいふなり、(袖中抄)

泉殿

昔の宮殿に泉殿といふものを造られしこと必ずあり、月輪殿の泉殿、法然の畫
卷物に見えたり、又鎌倉殿中の指圖に、能舞臺、并に橋かゝりを圖して、是を
泉殿とかきたり、是によりて思へば、昔泉殿の有りしを、すぐに猿樂能をする
處に用ゐしより、舞臺とのみいひて、泉殿といふ名はすたれたるべし、まかあ
れども、昔の泉殿といふものは、今の能舞臺なりと思ひて、大様たがうまじ、
只板を張るべきさま異なるにや、(和漢三才圖會)

有職

有識の人といふは物知りの事なり、識の字言論を用ゐるなり、今時公家方の故
實知りたる人を有職といふ、此職の字は、耳偏を用ゐる、是誤りなり、是も言
偏の識の字を用ゐるべし、公家の故事のみに限らず、何事にても物識を皆有職
の人といふなり、公家の故實を知りたるは、是れ公家の有職なり、武家の故實

を知りたる、是れ武家の有職なり、(貞丈雜記) 按するに、職の字は識の字の誤なりとは、不可なり、職識古字相通するのみ、同意なれども、有職とかくが、却て故實なり、又有職は僧の職にも用ゐる、即ち已講、内供、阿闍梨の三職を、有職と稱するなり、

いもせの山

顯昭云ふ、いもせの山とは、紀伊國にあり、吉野川をへだて、いもの山、せの山とて、二つの山あるあり、昔、いもうとと、せうとと河を隔て、中の界を論じけり、遂にいもかちて、せの山の方近く堀りて、吉野川をば流したりといへり、彼のいもとせうと、此の二つの山の中に小山あり、之を妹脊山といふとぞ、流れては妹脊の山の中におつる吉野の川のよしや世の中、又萬葉集、其他にも多く出でたり、(袖中抄)

陰補いんほ

漢唐の時には、及第或は辟召にて人を用ひ、その外、先祖の蔭にて仕に入り、科目辟召によらざるものを門蔭とす、本朝にても、諸王の蔭は、從四位下より從五位上に至る、諸臣の蔭は、從五位下より從八位に至ること、令に規定あり、(制度通)つまり、蔭補とは、父祖の官位によりて、其子たるもの、登用試験を経ずして、官吏に補せらるることをいふなり、

伊勢いせをのあま

後拾遺集に、鈴鹿山いせをのあまのすそごろも、しほなれたりと人やみるらん、とあり、濱臣案するに、此歌、いせをのあまとよめる詞の始にて、後皆此歌を本としてよめり、一首の意は、鈴鹿山は伊勢といはん料なり、あまの海に入るとき、ぬぎ捨ておける衣にたとへて、女のもとにぬぎおける我着物のなえふるびたるを耻る意にて、かくよめるなり、さていせをといふ詞、古抄ともに、伊勢には男海人あり、それ故に伊勢男の海人といふといへり、海人はいづくの浦

位袍

にも皆男にて、女はまれなり、故に此説従ひがたし、眞淵云ふ、東滿呂の説には、鈴鹿山は鈴鹿川の誤にて、此川は瀬多ければ、五斗瀬といふ國の名にいひかけたるのみとも云ふべきをなど答へたりける、今按ずるに、海にもをといふ事のあるべきにや、なるをといふ處もあり、水脈といふ詞もあれば云々と、今考ふるに、此説いはれたり、拾芥抄に、濟又水ををとよめり、古、水ををとよみしこと明かなり、源氏須磨の巻にも、うきめかるいせをのあまを思ひやれもしはたるてふ須磨の浦にて、とあり、之れ伊勢の御息所の自らをたとへて、いせをのあまといひしなり、伊勢男の意ならんには、いかで女の身にかくはよみ給ふべき、故に水を考合せて、伊勢海いせうみの意に極むべきなり、(答問雜稿)

一位より初位まで、各定まりたる袍の色なり、其位の袍を位袍といふ、凡そ服令の所見、一位は深紫、三位以上二位まで淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六

位は深緑、七位は淺緑、八位は深縹、初位は淺縹なり、又無位は黄袍とて、衣服令に見えたり、黄色のものを着るなり、又家人奴婢つるはらひは橡黒衣くろくわいを着るなり、つるはらひにて染めたる衣服をきるなり、今世、四位以上黒袍を着す、是れもとは黒袍にあらず、一位は深紫、四位は深緋なり、紫も緋も深く染むれば黒くなる故、遂混同したるなり、一條院の正曆の頃より本式に染めずして、一位の袍も、四位の袍も、差別なくなれり、(安齋隨筆)

いんぢ

平家物語に、向へ礫、印地と見えたり、石撃の義、東國通鑑に、石戰といへるは是なり、重陽の遊戯、古、倭韓ともに有りし事なり、或は引陣の文字を用ゐるは不可なり、盛衰記に、河原印地とも見ゆ、天野氏の説に、豊臣家の時までは猶盛なりしと也、慶長の始め、大阪の町にて、端午の印地打するかたを繪がきて、屏風にも盾をさし、冑を蒙り、紙のぼり押立、勝負刀ぬきつれて、戦ふさ

五衣いつぎ

まなりとぞいへり、寛永中、合を下して之を禁せり、(和訓栞)

昔の女官どの衣きぬを、五枚七枚重ねたることは種々の書に見えたり、大鏡の終の巻、榮花物語、枕草紙等に見えたり、然れども、中古は妄りに着ざりし事は、榮花物語若枝の巻に、琵琶殿研子高陽院にて、萬壽二年大饗ありしとき、道長公、研子の女房どもの、衣多く重ねたるを叱責せられて曰ふよう、何でふ、人のきぬが、二十着たるやうさふろふ、更にくいとけしからずおはします、(中略)大宮中宮は、女房のなり六つにすぎさせ玉はねば、いとよしと申されて、上東門院、及威子中宮をほめて、研子の女房の仕打を悪くいひたることあれば、多く重ねるに至りたるは、此より後のことなるべし、又五の御衣おんぎなといふことは、大鏡などにあるも、五衣と立派に見えたるは、雅亮装束抄等に見えたるよりの事なるべし、平家物語に、柳の五衣とあり、此時代には七つ衣、八つ衣、

十二單衣等もありしなり、或説には十二單衣等は、單に衣服の仕立方にて、實際十二枚重ねたるにあらざるべし、其故は、二十、三十等の字も見えれば、三十枚の衣をばいかで着るべきやといふものあれども、實際十枚も二十枚も重ねて着たるなり、但し五衣といふも、五つながら同じきもあり、又異なるものなり、

大追物おほおぼ

弓道にいへり、小笠懸など、同じく、騎射法の一種なり、東鑑に見えたり、其式、近衛院の御宇より傳ふといへり、古は半弓を用ゐる、前後左右の騎射ありともいへり、武家には小笠原の家に其儀式を司りしが、故ありて島津家に取り行はれし、貞應元年に、島津三郎に命せられし事、東鑑に見えたり、入道將軍頼經の時なり、(和訓栞)

いつぎのみや

齋宮の部を見るべし、

五十日

昔は、兒生れて五十日に當る時、祝賀をなすなり、いかのもちひむまごのいかのもちひなど見えたり、七々の數を取れるなり、玉笑零音に、人の初生七日を以て臘となす、一臘にして七魂成る、故に七々四十九日に七魂具はると見えたり、今の俗、生兒を五十日兒といふ、(和訓栞)

井出の下帶

和訓栞にいふ、昔、内舍人なる人、おほやけの使にて、大和に行きけるに、井手の渡りにて、幼き子にちぎりて、帶を解きてとらせけるが、年を経て同じ使にてまかりけるに、昔の帶をしるしにて、約のごと夫婦に成りしよし、大和物語に見えたり、玉葉集に、ときかへし井手の下帶行きめぐりあふせうれしき玉川の里、とありと、

石灰壇

清涼殿の母屋の中にありて、東は弘廂に接したる所にあり、石灰にてぬり固めたる所にて、下地には土を築き上げて板敷の高さとしたるものなり、主上は毎朝御装束になり玉ひて、御兩所の大神を御拜になる所なりしが、後には、主上儀式の時ばかりに出て玉ひて、その中に地爐といふもの、あたりは、藁芥の捨場となれりといふ、

出衣

直衣などをきる時に、衣の左右の裾を出すことなり、着用の儀體、先づ指貫を着して、腰を結び、其上に衣を着し、其上に直衣を着するなり、出衣せざるときには、衣を指貫の中へ着こむるなり、此秘事なり、又女房にも、出衣あつて、衣の左右の裾を出して着用するなり、

一里塚

和訓栞にいふ、事文類聚に、一里に一土塚を置く、又槐木をうるしこと見えたり、こなたには、榎の木をうるる例あり、是豊臣家より始まるといひ、或は慶長九年、台徳大相國の令に起るともいへり、西土は六町を一里とす、本邦の古も亦同じ、後には六々の數をたゝんで、三十六町をもつて一里と定む、捨芥抄に見ゆ、又六八を重ねて四十八町を一里とする處あり、之を五十町一里といふ、南部、蝦夷等のあたり是なり、仙臺にては、六町七町を一里といひ、三十六町一里を一塚といふと、

〇うの部

うぶやの儀式

御産所の儀式なり、女房など、皆白装束となり、家の内の裝飾とばり等白きものに取換へ、僧どもは經文を誦する等のことをなすなり、

温明殿

賢所ともいふ、支那にて鏡のことを温明といふ、故に宮中に神鏡を安置する處を温明殿といふ、又内侍ともいふ、尙内侍所の部を見るべし、

薄墨の繪旨

京都の紙屋川にて製したる紙を、紙屋紙といふ、之れは藏人所、其他の役所の反古紙をすき返へしたるなり、其色はすきかへし故、薄黒くなれり、主上の御みことのりを之の紙にかく故、薄墨の繪旨といふ、又此紙を宿紙ともいふは、

一旦用ゐたるものをすきかへして、又用ゐる故なり、何故にかくすきかへしを用ゐるかといへば、昔は紙の少なき故、斯る紙をも貴びしものなり、
驛の長に詩句とらする人

菅公左遷せられて、播磨國の驛にて、驛長に示したる詩なり、驛長驚くなかれ、時の變改するを、一榮一落、是春秋、の句をいへり、此語を例に引きし所以は、源氏の君の須磨へ下りて菅公左遷を聯想して云へる語なり、

優曇華

此華、牙出て、一千年、苔んで一千年、開けて一千年、合せて三千年に一度開くなり、輪王出現の時、必ず開くと云々、仍て雲瑞花といへり、此花に七徳あり、一には天下の人民優悦す、二には天下安穩なり、三には國土豊饒なり、四には諸人無病なり、五には命終に苦みなし、六には諸水清淨なり、七には諸花薰香あるなり、和名なし、(播囊抄)

卯月霜月

凡そ一年、四月ばかり専ら卯月と稱し、十一月ばかり霜月と稱すること、甚いはれなし、歌よみなど、卯月は卯の花月といふ詞の縁なりといひ、霜月は霜ふり月なりといふ、卯の花月の四月といはゞ、櫻月と三月をもいふべし、霜初めて降れば九月にてこそあれ、十一月は雪ふり月なり、因て考ふるに、夏殷周にて正月各異れり、今の正月夏正を用ゐるとなん、卯月霜月は周の正にていふなるべし、周の正は十一月にて、子にをさすの月にして、子丑寅卯と、第四月に當るものは卯月なり、それから數ふれば、十一月は今の九月に當り、霜降り月なり、されば霜月と稱すべきなり、故に霜月とは漢語なり、和訓にあらず、是にて彌、九月のこと明かなり、集古録にいふ、涪灘霜月の靈、皇極之日と、蓋し九月なり、(槐記)

歌繪

褂うすまき

後撰集に、みちのくへまかりける人に、扇調じてうたるにか、せ侍ると、又源氏に、あしで、うたるおもひくりにかけとの玉はすと見えたり、或説には、やといふには、矢を繪にかき、むといふには、輪を繪にかきて、一首に貫ぬるを歌繪と云へり、詩を無色の繪とも云ひ、繪を無聲の詩ともいへば、歌も同じく繪にかよはせしなるべし、俗に判じ物といふに同じと、榮花物語かやく藤壺の巻に、弘高が歌繪かきたる雙紙に、行成の君歌かきたるなど、いみじうをかしう御覽せらるとあり、弘高は巨勢の金岡の曾孫にて、聞えある妙手なり、此榮花の文によりて考ふるに、歌繪は歌の材料に繪をかきたるものなるべし、然らば判じ物の如しといへる説は如何なるべきか、

倭名抄に、袷をうちきとよめり、又褂につくる、打着の義、婦人の上衣なりと注せり、されば男女通用せり、建武年中行事に、御袷の人召してと見ゆ、侍中

宇治うぢの橋姫はしひめ

群要に、侍臣とあり、源氏に、引入の大臣の祿たまはりと、大和物語に、躬恒の歌の賞に玉ひし事見ゆ、(之は男の袷の證とはなり、古は引出物には、異に玉ほるものも皆女の装束をかつけるなり)之は大桂なり、又小うちきあり、こは婦人の服なり、左經記に、寛仁二年御元服の時、祿を賜ふ、參議大桂、大宮より祿あり、大臣女の装束、參議小桂袴と見え、大神宮へ獻らる、男の装束の事、寛治四年伊勢奉幣使の記に見ゆ、(和訓栞)

和訓栞にいふ、又宇治の玉姫ともいふ、古歌に、小筵に衣かたしき今宵もや我を待つらんうちのはしひめ、此歌は離宮の神詠とも、住吉の神詠ともいへり、橋は釋の顯昭より生まれり、今、橋のほとりにます神祠は後の好事の作なるべし、はしひめは、實は愛媛の義なるべしと、按ずるに、宇治の橋の好事の作とは何事をさすかといふに、昔男女相約して宇治橋に相逢はんとせしに、時に或者橋を撤して渡ることを得ざらしめたる爲め、男女相逢ふことを得ざりしとい

ふ、小説めきたる話をいふなり、

うづまさ

太秦の字をよめり、雄略天皇の時に、秦の酒^{しき}公^{きみ}、絹綿を多く積み奉りしより、姓をうづまさと玉ひけるは、埋^{うづ}みまさるの義なるべし、日本紀、古語拾遺等に詳しく見えたり、

うねめ

采女と書くなり、艸^{うな}童^{なみめ}女の義なるべしといふ、うない子などうなと同じく、少女のことなりと、又一節には、うなげべといふ領布の如きものを肩より襷の様にかくる故に、うなげべの略なりといへり、此説正しからん、之は諸國の郡領の女より取りたるなり、其美女を采擇するの意より、采女の字を當てたるなり、陪膳の采女あり、髮上の采女あり、

うへのたぬ

龜の部を見るべし、

うまのはなむけ

新選字鏡に、饑をよめり、饑は食にかゝり、盛は貨にかゝる、旅立人を送るとて、馬の鼻を取りて出立の方へと向けて送るなり、今略してはなむけといへり、門出を祝ひて途中恙なからん爲めに、道祖神に手向するなり、

うらはみの人

令の義解に、ト食と見えたり、日本紀に食トを、うらにあへりともよめり、トの字形、縦横にはむなり、縦を吉とし、横を凶とす、之は重き神事にたづさはる人は、先づ神慮に適ふや否やを卜らない見るなり、其方、龜の甲にすぢをしるし置きて之をやき、其われめの如何によりて、吉凶を判断し、吉なる人が神事に干與するなり、

縷網縁の疊

和訓栞にいふ、うげんは元明紀に、暈緯の色に染め作して之を獻すとあり、又本朝式に、暈欄の錦と見ゆ、暈緯相通じ、欄欄相通ず、類篇に緯は間色をそむ、欄は錦文なりと見えたり、後世或は縹欄に作る、縹欄の疊は帝王、及院の座に用ゐ、御張臺にも用ゐる、神前佛前の半疊縹欄縁を用ゐ、此外更に用ゐずと、海人薬芥に見ゆと、

外郎薬

和訓栞にいふ、陳氏延祐は台列の人なり、元の順宗の時、禮部員外郎たり、應安中に我邦に來たり、博多にて卒せり、其子宗奇、將軍の命に應じ、洛に來る、醫にくはし、藏するの所の靈寶丹、人呼んで外郎薬と稱すと、うゐは唐音なりと、

氏の長者

源平藤橘等のもの、其一族の統轄者ありて、其部族を率ゐるものをいふ、

氏の長者は宣下の官なり、然れども古は藤原氏長者と關白とは必ず兼有なりしが、忠實の時に至り長子忠通に關白の職を譲りたれども、氏の長者をば頼長に譲れり、是れ氏の長者は後には、藤原氏の私有となりしを以てなり、猶是定の部を見るべし、

卯杖及卯槌

卯杖は、持統天皇三年正月の卯の日、大學寮よりこれを奉れること、日本紀に見えたり、又仁壽二年正月に、諸衛府祝杖を獻じて精魅を逐ふと見えたり、之は桃の木などにて作り、邪氣を拂ふために正月に主上に奉るものにて、他の所にも奉るなり、江次第に、二日絲所卯槌を進む、藏人之を取り晝の御座に結び付け、角柱を懸け、細木をそへて、柱となす、槌の末出ること五寸許、桃の木を用ゐるべし又四方削るべし、近代丸なり、失するかとあり、この卯杖は、此年の吉方が東にあたらば、菟の形を作り、南に當らば馬の形を作りて、卯杖に

合はしむるなり、文德實錄には剛卯杖とかけり、王莽傳にいふ、正月剛卯金刀の利と、服虔曰はく剛卯は正月卯の日を以て作りて之を佩ぶ、長三寸廣一寸四分、或は玉を用ひ、或は金を用ひ、或は桃を用ひ、之を革帶に付けて佩ぶるなりと、斯く書き來れば卯杖・卯槌と全く同じやうに見ゆるなり、公事根源にも、已に同一のもの、如くにかけり、按ずるに、此れ明かに別物なるべし、延喜式によれば、其製は比良々木、桃、椿、其他種々の木にて作り、長さ五尺三寸なるよし見えたり、然して卯槌は、其源も詳かならず江次第に絲所卯槌を進むと見えれば、此より以前にありたること明かなり、枕草紙に、齋院より後の宮に使ある條にいふ、卯槌二つを卯杖のやうに頭つゝみ云々と、あるを見れば、此二者の別物なること明かなり、要するに、卯杖は四尺以上のものにして、卯槌は三寸か四寸位のものなること明かなり、而して卯杖は大學寮より獻り、卯槌は作物所より奉るものにして、已に製作所をも、殊にすれば全く別物なりと

知るべし、

○え、ゑ之部

繪所みどころの別當べつたう

繪所は禁裏、式乾門内の東腋御書所の南にあり、別當とは本官がありて別に其事を勾當するの意にて長官のことなり、

郢曲きよま

四條大納言公任卿、朗詠集二巻を撰み、四季雜を分ち、時にあたりし句を見んに便ならしむるは、此曲をうたはん料なり、安齋人の問に答へていふ、郢曲は凡て歌をうたう事の惣名なり、催馬樂、今様其外何にてもうたう事なり、郢曲とて定まりたる歌はなきなり、野にいふ、郢は楚の都なり、文選に客郢中に歌ふものあり云々、之より歌曲を郢曲といふなり、後に至り宴曲といふもの出たり、

○遠關とほせ日ひ

和訓栞にいふ、父母並に夫の終焉の日をいふ、一年一日の忌といへり、曲禮に葬事遠日に先つと見え、忌日を遠日といふことは、釋氏要覽にも見え東鑑兵範記等に一週忌を周關と書し、神祇令に服關の間とも見えたりと、

衛府ゑふの太刀たち

和訓栞にいふ、野太刀なり、六衛府の官人之を用ゐる、依つて名とす、束帶の色目に、虎の皮の尻鞘、豹の皮の尻鞘、近衛府之を用ゐるとあり、

淵醉たふ

五月及正月にあり、辨内侍日記に歌あり、雲客所役抄に、兩貫首以下殿上に於て盃酌のことあり、管絃屬文の人其催に隨ふと見ゆ、思ひの儘の日記に、殿上の淵醉にてひらくと見えたり、淵はうちと訓じ、水の深き處なれば轉じて充分に酔ふ様に歡ぶ盡すの宴會なり、

纓きん

安齋隨筆にいふ、和名抄にいふ、唐韻に纓は冠纓、俗にいふ燕尾と見えたり、玉篇に、纓の字の注に冠絲とあり、唐にては冠の緒を纓といふ、子路纓を結んで死すと云へるも之れなり、日本にては冠の後に垂る、飾物を纓といふ、名は同じうして實は異れり、和名抄に云ふ所の燕尾、即ち日本のゑひなるべし、ゑんぴを略してゑひといひ、轉じてゑひといひて、纓の字を用ゐ來れるなるべし、といへり、猶卷纓くわんきんの部を見るべし、

遙拜えうはい

和訓栞にいふ、爰に居て遙かに彼處を拜することなり、漢儀に、天を雲陽に祭り、地を汾陽に祭る、別宮に在つて遙拜し壇所に謁せずと、晉書に見ゆ、我國神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ、末社の名を掲げて拜所を定めし、これ遙拜所なり、大神宮の遙拜などいふも是れなり、

宴穩えんおんの座

宮中にて儀式のありたる時に行ふなり、宴の座、穩の座と二つあるなり、例へば釋典の式がすみて後、宴の座として正式の酒宴ありて、次に穩の座にて穩かにうちくつろひて酒宴をなし歡を盡すことなり、

遙任えうにんの官くわん

太守、權守等の任國に赴かずして京に留り居る官なり、太守は上野國などに限ることにて、親王の任せらるることなり、故に赴任せずして其下役に事務を取扱はせおくなり、

○お、を之部

女をんなは己おのれを知るもの、爲めにかほつくりす

是れ晉の豫讓が言にして、史記に出でたり、豫讓智伯に仕ふ、而るに智伯趙襄子の爲めに殺さる、豫讓いはく士は己を知るもの、爲めに死す、女は己を説ぶもの、爲めに容くると、今智伯我を知る、我必ず智伯が爲めに讎を報じて死なんといひて、常に襄子の出づる處を要して、之を刺さんと欲し、遂に襄子の爲めに殺されたり、此語を枕草紙に引けるなり、

女をんなは三さんに従したがふもの

禮記に、婦人は人に従ふものなり、幼なれば即ち父兄に従ひ、嫁すれば即ち夫に従ひ、死すれば即ち子に従ふと、此事をいふなり、源氏物語藤袴の卷に見えたり、

女をんなは春はるをあはれむ

毛詩の註に、女は陽氣に感じ、春は男を思ふと、源氏物語若菜の卷に、女は春をあはれむと、古き人の言ひ置き侍りける、實にさなん侍りけりとあり、

斧おのの柯えも朽くちぬべし

枕草紙に出たり、又六帖にも、斧の柯は朽ちなば又もすげかへんうきよの中にかへらすもがな、とあり、晋の王質、石室山中に入り、數老人あつて碁を圍むを見る、王質斧を置いて之を視る、老人物の棗の核の如くなるを以て、之を與へて其汁を含咽せしむ、便ち飢餓を覺えず、且告げて曰はく、汝來りて已に久し還るべしと、王質斧の柯を取れば已に盡く爛れたり、家に歸れば已に數百年、親舊復存するものなし、復山に入りて道を得たり、人往々之を見る、(和漢三才

圖會)

御引直衣おひきなほし

又御下直衣ともいふ、天子常の御裝束なり、其裁縫は常の直衣の如くにて、後の裾甚だ長くして曳き給ふ故に御引直衣といふ、冬は白綾、文は小葵、裏は縹或は紫なり、夏は生綾すしのあや、色は二藍、文は三重袴なり、紅の張袴を召す、(貞丈雜記)

大内の十二門

陽明門、東待賢門、郁芳門、美福門、南朱雀門、皇嘉門、談天門、西藻壁門、殷富門、安嘉門、北偉監門、達智門、右十二門は大内裏の四方の門なり、一面に各三門づゝあり、

押領使

押はをさゆるなり、領は我物にして支配するなり、使は役の字の意なり、在々處々の守護の爲めに此役人を置いて、狼藉物を押へさせ、其處を支配せしむるなり、其役人を押領使といふ、使の字はつかひといふ字にて、はなしつかさとい

ふ義にて、役の字の心なり、檢非違使などの使の字におなじ、押領の二字は、人の物を押しどりする事なり、此押領使の押領は、狼藉物を押へて其處を宰領するなり、(貞丈雜記)使はつかひの意にあらずといふは誤なり、凡そ官廳に使の字の付く處は、皆其屬官を使者として派出せしめて、其官吏人民の非違を取調ぶる役所なる處には、皆使の字を用ひたり、

大間書

春秋二度の除目の時、間を大きく明けて、官を任ずる時、その官人の姓名を書き入るゝ帳なり、其大きく明きたる處に、闕官を書き入るゝものなれば、又之を闕官帳ともいふ、

押字

字を書く事なれども、字の正體を省略して、草法を以て、字體を異様に作りたるもの故、書字といはずして押字といふなり、元押字の由來に、同文通考にい

はく、異朝の押字は、天子の詔を書諾といふより起れりと、此説通雅に見ゆ、凡そ諸侯より奉る所の議奏に、天子自ら諾の字を草書にてしるし賜はるを書諾といふなり、吾朝にも、古へより天子詔勅に御書といふことありしなれば、其依て來ること久しき事なるや、是等の事より、古へ諸官人の位署するに、辨官などは名をかゝずして、姓の下に朝臣の二字を少し大字に書けり、是れ自筆と見ゆ、是等の自筆を以て證とすること、書諾御書と一意なり、此等の事轉じて押字出來たるべし、(安齋叢書) 猶花押の部を見るべし、

御湯殿のつるうち

鳴弦の部に詳かなり、

温職

あたゝまる職といふ意にて、内證の出來る利益ある職なり、但し斯る職官の名あるにあらず、後人の名つけたるなり、大藏省中の主税寮などをさしていへり、

鬼の間

清涼殿の中にあり、二間格子なり、南の間は明けず、覆簾あり、何故に鬼の間といふか、分明ならず、或はいふ、白澤王鬼を切る圖を畫ける故なりと、

送りの内侍

渡りの内侍といふものあり、(わの部をみるべし) 此外に新帝へ劍璽の渡る時に、先帝の内侍二人直に之を取りて、近衛の中少將に授くるを送りの内侍といふ、是は渡りの内侍の如く、新帝に仕へて新參者となることを得ずして、隨て新帝の禁中に入るを得ず、或説には送りの内侍も、渡りの内侍も、新帝に仕ふることを得ると、而して送りの内侍は劍璽を持つて來りし功によりて、新帝の内侍となるなり、

御書日

詔書を發せらるゝ時は、上卿内記に仰せ付けて之を草せしめ、是を大政官に廻

送り、大政官にては大納言が更に覆奏して、其御裁可を経て、而して天子御自ら日を書き玉ふなり、是れは中務省の官人の連署、太政官官人の連署の相揃ふたるものを、其奥に何年何月 日と書して上奏するなり、主上之を御覽じて、此間へ四とか五とかと数字を入れて、四日とか五日とかの義をしるして御返し玉ふなり、之を御書日といふ、此事は詔書には勿論のことなれども、勅書にても日を書し玉ふことあり、醍醐天皇の延長元年に、皇子二人を源氏になし奉り玉ふ勅書には、主上日を書し玉はず、貞信公辭表を出されたる時、勅答ありし時は日を書し玉ひたり、但御書日の事は主上のみならず、皇太子監國に居て令旨を下さるゝ時にも、日丈けを御書きなさるゝなり、

音奏おんそう

音楽を奏することをいへれど、此字をかゝることに用ゐたる例少し、是は毎日禁中にて鈴を振りならずなり、又名謁等の事をも、又時を奏する事をいふ云へり、

此音奏は常に行はれとも、廢朝二ケ日となれば、重き廢朝故、此等の音奏をも止めらるゝなり、

をばながゆ

禁中にて用ゐるなり、康富記にも見えたり、昔は薄の黒焼を粥に雜へたりし、今は早稻の黒焼を合はすといへり、内々行事には米の粉を黒胡麻にて煉合せたるなりと見ゆ、

をみごろも

和訓栞にいふ、小忌衣は新六帖に、をみのあさ布とも見えたり、白布を粉張りにして、山藍にて形木を摺ると装束抄に見ゆ、一入摺りの小忌衣、山藍にすれる小忌衣、なといへり、小忌衫ともいふ、皆袍の上に着す、諸臣のをみ、建武年中行事に、よべは諸司のをみを束帶の上きたるを、今日はうるはしく青摺を用ゐきると見ゆと、

をろのかぐみ

山鳥によめり、和訓栞にいふ、尾の鏡の義なり、異苑に、魏の武帝の時、南方山雞を獻す、鏡に對して舞ふて死に至ると見え、山谷が詩に、山鷄影を照らし空しく自ら憫ふといひ、博物志に、山雞美色あり、自ら其尾を愛す、終日目眩すれば、則ち溺ると、

おほきまうちぎみ

倭名抄に、大臣をよめり、日本紀に、大連をもよめり、萬葉集にも、おほちきみと見えたり、太政大臣、左右大臣、内大臣を總稱していふことにて、倭名抄の説當れり、太政大臣をいふとの説は誤なり、太政大臣をば、おほきおほいまうちぎみといふなり、

をりるの帝みなと

下り居の帝の義なり、天子の御位を退きたるを申し奉る事なり、

おいかけ

和訓栞にいふ、和名抄に綏をよめり、老鑿の義なりといへり、およかけとも見ゆ、又冠の緒ともいふ、もと老者髮髪うすく見苦しき故に、是をかくるものなれば、老かくしの轉語なるにや、今老人を論せず、武官皆之を用ゐる、古今厚薄異なるなり、檢非違使の別當は、厚老懸をもつて吉とす、納言の大將は行幸等に箭を帶す、依て卷纓老懸を用ゐる、大臣大將は弓箭を帶せず、よつて老懸なしとぞ、續古今集に、さくら花老かくるやとかざしても神のいがきに身こそふりぬれ、と見えたりと、

○か之部

柏夾かしははさま

冠に附きたる纓といふもの、後へびらくと下りたるものを、三つに折りて白木にてはさむをいふ、之はびらくしては立居に都合あしきたるものなり、但し卷纓とは異れり、卷纓は纓を巻きたるものなり、

狩衣かりぎぬ

紋色定まらず、浮線織、紋、意に任す、冬は則ち裏あり、多くは紫色、夏は即ち生絹、其裁縫布衣に似て、袖に小異あるのみ、大抵狩衣には烏帽子を用ゐ、直衣には冠を用ゐる、倭名抄に、布衣と狩衣とを以て一物とすること不審なり、布衣は無官の人之を著る、狩衣は高官、又之を著る、(和漢三才圖會)

紙屋紙かみ

薄墨の繪旨の處に詳かなり、

上達部かみたち

位は三位以上、官は參議以上の官人をいふ、

恪勤かくちん

かくごとんと呉音に訓みて、其主に仕へて懈怠なく勤むる意なり、恪は敬むなり、謹むなりと、字書に見ゆ、又かくごと訓みて、一の職名ともなれり、大鏡には、院のかくごとをして云々の文あり、源氏物語藤袴には、やうくく勞つもありてこそ、かくごとをもとてたち給ふ云々の文あり、之れ高貴の家には、かくごの侍とて奉公するものあるなり、

挿頭の綿かざしわた

踏歌、其他酒宴のとき、冠の高子に綿をかくるをいふ、

かりの使つかひ

古今集、伊勢物語等に出でたり、藤原清輔云ふ、かりの使とは、鷹狩の使なり、鷹狩に使者を出したること國史に、光孝天皇元慶八年十二月二日、勅使藤原高經、六位六人、近衛一人、鷦七聯、犬丸を播磨の國に遣はす、又仁和二年二月十六日、越前の權の介藤恒泉等を備中の國に遣はし、野禽を捕へしむと、其他處々に見えたり、或説にいふ、かりの使とは、定まれる使にあらねば、假初のつかひなり、昔は月毎に殿上人一人を御使に御門のたてまつらせ玉ふなり、人をさだめず、此彼まかりければ假りの使といふと、この説證左なければ恐らくは僻説ならん、又雁の使といへば、人の音信に關することゝなるなり、萬葉集卷九に、青草を馬くひ山ゆ越えくなる雁のつかひはやどりすぐなり、此歌は漢の蘇武が故事を用ゐたるなり、蘇武がことは有名にして、皆人のしれる處なれば、註せず、

神樂歌

神代の時、天鈿命が天の岩戸の前にて、舞蹈したること、古事記に見えたり、之が本となりて、代々朝庭にて神を祭る時、歌舞をすることが例となりて、後世之を神あそびといへり、然るに此遊が音樂を奏して遊びし故に、あそびといふ詞を文字にかく場合に、樂の字をかきて、神樂と書く様になり、又其樂の字音が轉倒して、即ち神らくが轉倒してかんぐらとなりたるなり、猶ちやがまが、ちやまがとなりたるがごとし、樂歌は今日にては、八十種ばかり残り、其歌の略、そろびたるは、醍醐天皇の延喜二十一年なり、更に又花山天皇の時、再選したるものなり、神樂歌には、採物歌、前張歌等ありて、詩形は三十一字にして、短歌と異らず、

かたはれ月

大貳の家集、かきくらす雪げの雲にうづもれてかたはれやらぬ月のかげかな、後拾遺集、逢ふことはかたはれ月の雲かくれおぼつけにやは人の戀しき、金葉

集、木の間もるかたはれ月のほのかにも誰れか吾身を思ひいづべき、其他かたはれ月をよみたる歌多し、案するに、舊説皆かたわれ月とかきて、片破月の意と思へり、今大貳家集によりて思へば、晴れやらぬといひかけたれば、旁月の意にて、かたはらをかたはれと轉じてづつけしものなるべし、片破といふ意もいかゞなれば、旁月の意とてよむべし、さて假名もわとかきてはたがへり、かたはれとかくべきことなり、(答問雜稿)

かさぎの渡せる橋

枕草紙、百人一首、古今六帖等に見えたり、淮南子に、烏鵲河を填めて、橋を成し、以て織女を渡すと、あるこれなり、百人一首の、かさぎの渡せる橋におく霜の白きを見れば夜ぞふけにける、の歌の如きは、只禁中の御池にかけたる橋を天の川の橋に見立てたるなり、其起りは、蘇頌が詩に、烏鵲橋邊御苑敵かなりと、云へるよりなり、

かいもとのあるじ

源氏に見ゆ、垣下の饗なり、垣下といふことは、後選集に、齋院のみそぎの垣下に、殿上の人々まかり見ゆ、賀茂八幡の臨時の祭、又賭弓のかへりあるじにもある事なりといへり、桐伴を垣下と稱するも此義なり、弄花抄に、人數外の人の交を、垣下の君達といふと、あるじとは主人のことをもいへど、此處にては饗應することを云へること、土佐日記にも見えたり、つまり人數外の人々のよりて、垣下にて饗應あることなり、

かへりあるじ

還饗の義なり、正月十八日、宮中に賭弓の儀式あり、その時近衛の大將、之を管領して、左右兵衛、左右近衛の舍人どもの、弓を射るなり、勝ちたるものは、負たるものに罰酒を行ふなり、此事はて、後、大將射手のものに饗應をなす、之を還あるじといふ、

神無月

十月の事なり、十は數の極なれば、數皆月の義といへり、又古説には神なし月の義にて、出雲の故事をいひ傳ふれども、實は十月は神嘗祭を行はる月なればなり、但し通例神無月とかくは借字にて、無の字に拘泥すべからず、

挿頭の花

康保三年三月花の宴に、藤原伊尹詔を奉じて、花を折りて王卿の頭に挿むと見え、又紅葉をさしたる事は、源氏に見え、體源抄には、舞人冠をくつる必ず挿頭の花を用ゐる、其時の花を用ゐるなりと見えたり、公事根源に、上卿以下かざしの花をさすと、後には剪綵花をも用ゐたり、故に時ならぬ花をも挿しけり、大嘗會の時、天子の挿頭は銀の櫻花なりと、天保遺事に、御花を以て親ら顔の巾上に挿むと見えたり、

笠懸

中右記に、笠掛を射るべきの由を仰せらると見えたり、寛治年間のことなり、もとは竹笠をかけて射しが、後に遠笠掛と名づけ、的も何にても時に從ひて用ゐけるよし、源大藏少輔の記に見えれば、檜板の牛の革をはりたるなどは、いよく後のことなるべしといへり、又小笠掛あり、遠笠掛とともに東鑑に見えたり、東國の風なりといへり、(和訓栞)

格子

貞丈雜記にいふ、細く木をけづりて、碁盤の目の如く組みて、黒くぬりたるなり、御主殿の廣縁の端にあるものなり、一間毎に上に一枚、下に一枚、横にならべて入るゝなり、上の格子は上へ開らき上げて、細き金物にて棚の如くに上へ釣りあげておくなり、下はかけがねをして、はづして取り置く様にするなり、

下若

安齋叢書にいふ、東鑑三十一、今日上野入道日阿、御前に於て下若を進むと、

狩襖かりあう

下若は酒なり、東坡集註に云ふ、湖州に茗溪あり、南岸を上若といひ、北を下若といふ、人下若の水を取て酒を醸す、極めて美なり、俗に下若の酒と稱すと、
安齋隨筆にいふ、狩衣のことなり、名目抄、狩襖の下に、又狩衣と號すとあり、是れ正説なり、狩衣の形、武官の表衣に似たれば、鷹狩の時着る襖といふことにて、狩襖といふなり、即ち狩衣のことにて、別物にあらず、後代襖を明かに弁したる人なき故、狩襖も詳かならず、是狩衣のことなりと知らずして、裝束諸抄、源氏物語の抄物などに誤たる説ありと、

かみ長なが

僧のことなり、延喜式に見えて僧をいへり、但し齋宮の忌詞にて、僧は髮なきものなれば反語といふなり、

還り立の儀かへだちのぎ

賀茂、岩清水の祭には、舞樂の人を揃へて、神前にて舞樂を奏す、儀式終つて後、宮中にて遷立の儀ありて、舞樂を奏して酒宴あるなり、江次第にいふ、還立の儀式は、瀧口の外に候す、盃三獻を酌む、又昨日の如し、陪從物の音を發す、次第に祿を玉ふ、陪從吳竹の臺下に立ち、舞人進み出て、求子を舞ひて退くと、枕草紙にいふ、八幡の臨時の祭こそいと徒然なれとて、舞ひわざなどなきことを口惜しがりて云へば、主上御聞食されて、明日かへりたらん、召して舞はせよとあるを見れば、一條天皇以前には、八幡の臨時祭には、還立の儀なかりしも、其後賀茂に准じて、同じやうになりしならん、

定考かうじやう

二月に、式部、兵部の兩省より、諸司の六位以下の官人の、出勤日をしらべ、此等の官人を率ゐて參れるを、上卿召しよせて、器量容儀を試むるを列見といひ、四月に至り、其藝能行跡格勤を奏上するを擬階の奏といひ、擬はなぞらふ

る義にて、豫め何某は何の役に適するといふことを、官職階級を擬して奏上する文書なり、此奏は八月に至り、朝廷より更に此人々を擇び出して、官職を定むるを定考といふなり、定考とかきてかうじやうとよむが故實なり、

交易の御馬

諸國より租税を出すものを、其國々の倉へ蓄積しおくなり、又其國々に産物のよきものあれば、此稻と其産物と交易することあり、馬のみにあらず、何にてもあることなり、交易の御馬とは、陸奥の國は、産物に名馬を出す國故、稻米と此馬と取り替へさしむるなり、近衛の下役が奥州へ受取りに行き、上洛して解文を奏し、主上は南殿に出御になりて、御覽になるなり、略、八月の駒牽の儀の如し、

漢書の御屏風

枕草紙春曙抄にいふ、之は漢書に記したる事どもを書きし屏風なれば、雄々し

く聞ゆるなり、前漢書は、十二帝記、八表、十志、七十列傳、凡て百三十八卷にして、班固の撰なり、後漢書は、十帝記、八志、八十列傳、凡て百三十卷、范曄之を撰す、

河竹

瓦礫雜考に言ふ、かは竹の流れの身なと歌によめる、遊女の事なり、このかは竹に諸説あれども、菰なりと云へるが穩やかにぞきこゆる、王氏農書に、莠は即ち菰根なり、根最も繁くして、よく糾結す、土泥を以て上に著け、其蔓を刈去れば便ち耕種すべし、其田水隨て上下西東すとあるは、菰の根延蔓せるが、年へて自ら水上に浮び出づるを、莠田とて田に作るよしなり、このこと、綱目にも見えたれど、委しからず、さて之れが、水のまに／＼とさまよふさまに行めくらふは、かの所さだめ流れの身と云へるによくかなへり、又遊女が居るあたり、(古の遊女は多くは水邊に住めり)菰は多くあるべきなりと、

○き之部

切下文きりくだり

朝廷にて行ふ政事儀式のとき、切下文として切手、又は手形を造りなして、國々へ配りて支配せしむる意なり、今云ふ切手、切符、手形などの類にて、之を諸國に發して入費を大藏省に徴集するなり、

禁野きんや

主上、鳥獸の御狩をなさるゝ料にたて置くものにして、人民のこれに入りて獵をすることを禁する野といふ意なり、此禁野とされたる處は、京都にては北野、河内にては交野かたつなり、

吉書始きつしよはじめ

天子の代始め、年の始め、新殿の出來したる初等には、天子は吉書始をなさる

るなり、之は臣下をして目出度ことを書きたるものを奏せしむるなり、天子のみならず、臣下にては此事ありたり、

擬舍人の奏ぎとねり

禁秘抄等に見ゆ、六衛府より何某を舍人に致しますと、之を擬して上奏するをいふ、其時は天子は、御許可なさるゝときは、聞の字をかき玉ふなり、

毬杖まりうち

打毬まりうちともいふ、唐韻にいふ、毛を丸めて打つものなり、劉向が別錄にいふ、昔黄帝が造る所なりと、毬杖は、辨色立成にいふ、毬を打つ曲りたる杖なりと、事物起源に云ふ、毬杖は古にあらず、蓋し唐世之を尙んで以て玩具を助くと、按ずるに、毬打の遊戯、和漢とも其來ること久し、近世は、只小兒、戯を爲す、毎月正月、破魔弓と同じく之を弄ぶ、猶近年は之を用ゐず、故に本式の毬杖見ること稀なりと、(和漢三才圖會)

起請しきう

支那の昔、亂世の時、霸王諸侯を集めて、牲を殺し、血を啜て貳なからんことを盟ふ、是今の起請の起りなり、誓の詞ある故に誓狀ともいふ、日本にては應神天皇の御宇九年四月、武内宿禰、其弟甘美内の讒によりて、誅せられんとせしが、後に黑白を決する爲めに、甘美内と湯起請を爲せるが始なり、又允恭天皇の御宇、天下の人々我種姓の卑しきを惡んで、他の姓を名乗るもの多ければ、天皇其事を猥しきことに思召されて、其實否を定めんために、探湯といふことを爲さしめたることあり、又紙に書いて起請することは、告文ともいふ、罪なき由を冥道に告げ訴ふるなり、慈惠大師も虚名をなげきて書き給ふを、大師勸請の起請といへり、(撰囊抄)

凝當ぎやう

盃のそこをすつることもなり、當の字をばそこともよむなり、實には魚道といふ

可きにや、唐の書餘瀝を以て盃の痕を洗ふ、是を魚の舊道を過ぐるにたとふるなり、仍て魚道といふ、魚は大海に遊泳すと雖も、敢て舊道を忘れず、殘盃を以て口の付たる處をそぐなり、仍て魚道といふ、(撰囊抄)

魚袋ぎよたい

衍義補にいふ、魚袋の制、唐より始まる、蓋し用ゐて以て符契となすなり、始め魚符といふ、左一、右一、左は内に進め、右は身に隨ふ、官御、姓名を刻し、出入に之を合はす、因て盛るに袋を以てし、故に魚袋と名づく、唐之に因る、其制、金銀の飾を以て、魚の形をつくる、公服は則ち革に繫けて而して後に座し、以て貴賤を明かにす、蓋し復た唐の符契の如きものなし、我朝革めて前の袋を去て、魚袋復設けず、凡そ常に官に朝參すれば、則ち牙を製し、牌を爲り、其官御を上に刻み、革上にかけてしめて、以て禁門に出入せしむ、無きものは闌入することを得ず、其制、唐の魚符と同じからずと雖も、出入の防となす所以に

至つては、則ち一なり、其諸宋人の用ゐて以て美飾榮觀となすものと異なるかと、(名物六帖)本朝魚符の制、金魚袋、銀魚袋の別あり、魚符の袋を金、又は銀にて飾るなり、全く唐の制によると見えたり、百官五位別段に召さるゝ時、その使と合はず割符なり、延喜式にいふ、凡そ魚袋は、參議紫を用ゐる、諸王五位以上は金装、自餘四位五位は銀装なりと、(制度通)

行守

通典に、凡そ正官皆行守と稱す、其階高くして官卑きものは行と稱し、階卑くして官高きものは守と稱す、官階同じきものは、並に行守の字なしと、本朝の制、凡そ内外の文官任する本位高下あるもの、若くは職事卑きを行といひ、高きを守となす、例へば、從三位守大納言といふが如し、大納言は相當從二位なり、位階高くして官卑きときは行とかく、正二位行大納言といふがごとし、この二つは位と官と高下あり、共に位を先へ書いて、官をあとにしるす、若し官

位相當のときは、行守の字を用ゐず、大納言從二位と必ず官を先へしるすなり、諸官何れも同じ、令、並に拾芥抄等に詳かなり、(制度通)

儀同三司

唐の六典によるに、從一品を開府儀同三司といふ、諸官の中にて品佚、(位なり)第一は三師(大師大傅大保)三公(大尉司徒司空)を除きては位は正二品なり、去れば從二位にすゝめる人は、其儀、三司三公に同じきなり、故にいふ、日本にては藤原伊周公、長徳二年勅によりて、大臣の座の下、大納言の座の上に列せらる、故に自ら儀同三司と稱せり、日本にては伊周公に生まれり、

曲水宴

明衡往來にいふ、曲水の宴は周公旦に始まると、日本にては、顯宗天皇元年三月上の巳の日、後苑に幸してめぐり水のとよのあかりきこしめすと、日本紀に見えたるを始めとす、之は昔、王卿など、主上の御前にて詩を作りて講せらる

る時、宮中の御苑の御溝水みかほろみづに盃を浮べて、文人以下之を飲むよし、康保記に見えたり、

祈年祭きねんさい

祈年の字は、詩經雲漢の篇に出づ、曰はく、年を祈ること孔しと、集註に、祈年は孟春に穀を上帝に祈り、孟冬に來年を天宗に祈る、是れなりと、本此等に基き、日本にては二月四日に、大神以下三千一百三十二座の神を祭らるゝをいふ、神祇令にいふ、仲春祈年祭、神祇官に於て之を祭る、故に祈年といふなりと、としは稻のことなり、米穀の實りのよからん事を諸神に祈り請ふ祭なり、

袈袋きふたい

東鑑卷五十、右大弁入道眞親袈袋と、袈袋或は宮體ともかく、僧衣なり、裾の左右の脇にひだあり、ゑりをたてたるを袈袋といふ、ゑりを立てざるを素絹といふなり、天台一向宗の僧の著る衣なり、袈袋は位なくては着すといふ、宮門

跡などは著せらるゝなり、(安齋叢書)

魚味の祝ぎよみのいわい

魚味の事、古書に多く見えたり、東鑑卅四に、今日若君御前、魚味御着袴云々と、小兒は陽氣盛んにして脾胃弱きものなり、魚は熱物にて厚味なるものなれば、古代は小兒に魚を忌んで食はしめず、三四歳に至て、始めて魚を食はするを魚味の祝といふ、公家方にあることにて、食ひ初めの祝なり、(安齋叢書)

麴塵の袍きくじんのはう

禮の月令の注に見えたり、禁秘抄に、青色といふものは是なり、文は黄櫨染に同じく、竹に鳳凰の付きたるものなり、黄櫨染よりは略服にて、主上の褻の服なり、賀茂、岩清水の臨時の祭の儀はて、清凉殿の前庭に座を設けて、舞樂を御覽せられ、又賭弓、弓場始等にも用ゐられ、又朝覲行幸の後、出御の節之を用ゐらるゝなり、上皇、皇太子はもとより、親王、公卿、侍臣六位以上、野の

行幸の時なべて着用する古例あり、然れども後には之は高貴の御方々のみの用となりしなるべし、枕草紙、めでたきもの、條に、六位の藏人こそなほめでたけれ、いみじき君達なりとも、えしも着給はぬ綾織物を心にまかせて着たる、青色すがたなどいとめでたきなりと、是れ六位藏人は、官位低けれども、主人に親近し、主上より麴塵の袍を玉はりて着用するものにて、他のもの、着ることの出来ざるものなり、

如月らつき

二月のことなり、氣更に來たるの意よりいふと、

夾まぎ竿さん

安齋隨筆にいふ、書讀んで半に至て止む時、いまだ讀まざる處のしるしに夾みおくものなり、高野山の古藏書に夾みてありしを傳へたりとて、村井敬義が制したりしを、一つ余に與へたりき山槐記に、除目の日に用ゐる夾竿の圖に符合

几帳きちやう

せり、其制、竹を薄くへぎて、厚き三厘ばかりにし、長さ三寸、廣き五分にして、其厚き三厘ばかりなるを、又半割りかけて二片となす、割りたる分一寸九分、割らざる所一寸一分ほどあり、二片の中、一片をば長さ七分切りすて、短かくし、割止りの際を甚だ細き紙捻を二重廻はして、竹の短かき方の中にて結び付くるなり、山槐記の圖も紙捻に結べり、枕草紙、村上の御時、せんによろ殿の女御ときこえけるの條に、御草紙にけうさんしてとあり、春曙抄に境算かとあるは誤ならんと、

姿かくしにするものにて、工の如き形のものへ、帷を下げるものなり、古の貴婦人は、人に對面することは、妄りにせずして、几帳を立て、几帳越しにて談話せしなり、坐する時の姿かくしとするものは、三尺の几帳なり、又四尺の几帳、五尺の几帳などもありて、帷を下げるものなり、帷の布の間々に切

竟宴

れ目ありて、之をふさぐ爲めに、細長き絹を上に乗れたり、几帳のほころびをかくすためにして、之を几帳のしづといふなり、鎮の意なり、

玉勝間にいふ、日本紀のみならず、承和四年五月には、莊子の竟宴清涼殿にて行はれ、貞觀二年十二月には、孝經の竟宴あり、同十七年四月には、群書治要の竟宴綺羅殿にてあり、同十八年七月には、顔氏家訓の竟宴藏人所にてありと、古今集を選びし時も竟宴あり、又新古今を選びし時も竟宴ありしこと、増鏡に見えたり、竟宴とは、字の如く其事が竟りて、跡の慰勞の宴會なり、

機嫌

安齋隨筆にいふ、今世の俗に、貴人の安否を問ふに御機嫌よくといふ、又徒然草にも見えたり、機嫌の二字は、中阿含經に、預め機嫌を知る云々、又法華經方便品因縁の釋に、感應又機嫌とあり、右の二字佛書より出たり、字書に機は

切杭の申文

發なり、嫌は疑なり云々、貞文案ずるに、機は機關とてからくりものをいふ、布帛を織る道具もからくりをしかけたるもの故、機といふ、弩の牙に弦をかけた矢をはじき、飛ばす弦もからくりなり、さる故に機といふなり、嫌は如何あるべきかと計り知られずしてうたがうなり、からくりもの、發して、如何様になるべきやらんも知れず疑はしき處を、機嫌といふなり、然れば、貴人の志の喜怒の發する所、賤人の心に測り知られずして、如何あるべきやらんと伺ふは是れ機嫌伺ひなり、貴人の意を伺ふの意なり、疾病なきや否やを問ふことには叶はぬ詞なりと、今日にては疾病なきかと問ふに用ゐても差支なきことなり、

是れは一月八日に、女叙位とて女官に位を玉ふ儀式あり、其時に女官とも昇官を望むために申文を奉るなり、江次第抄にいふ、切杭とは、樹の杭より若牙を生ずるが如しと、例令へば母の年三十年にして子の年十年なれば、加へて四十

碁聖大徳

年として、四十年の勞を以て五位を貰ふことを願ふなり、木の芽の出つるが如く、子が親の年の御蔭にて昇進するなり、

和訓栞にいふ、源氏に見えたり、袍下子に、世人人の尤も長ずる處にして、衆の及ばざる所のものを以て、便ち之を聖といふ、故に碁をよくすること比なきもの之を碁聖といふと見えたり、萬葉集に、碁聖碁の檀越などいへるも同じこととなるべし、橘良俊は肥前國藤津郡大村の人、出家して寛蓮と號す、延喜十三年勅を奉じて碁式を作る、依つて碁聖大徳といふと、

乞巧奠

七月七日のたなばたの祭なり、宮中にも民家にも、一般に行ふなり、夜の儀式にて、御殿の庭に机四脚を立て、燈臺九本をともし、机の上いろ／＼の物をすゑて、たなばたの神を祭るをいふ、巧みを乞ふとは、織女たなばたのめは女工の巧み

なるものとして、七夕には、織物を巧みにならんとするものは、糸を供し縫物の巧みならんことを欲するものは、針布切れ何にても供して、織女星の助けを得んとして、祭る風俗なり、

〇く之部

藥玉

籠を作り、之を花にて飾り、種々の飾を下げたるものなり、俗齊諧記、風俗記にいふ、五月五日、五色の絲を以て臂にかけて、惡氣を拂へば人をして瘟を病まざらしむと、一名長命縷、一名續命縷、一名辟兵縷といふと、河海抄にいふ、御記に、延喜十三年五月五日絲所より藥玉を供奉すること常の如し、去年九月の茱萸を撤して、藥玉を以て懸け替へて御柱の前に著ること例なりと、或書にいふ、今朝或所より藥玉一流をたまはる、作るに百草の花を以てし、貫くに五彩の縷を以てし、草蟲の形を模して、其花房に栖ましむ、芳艷の美、感あり、興あり、古人いふ、續命縷をかくれば、則ち人命を益すと、若くは此物をいふかと、

雲に飛ぶ藥

萬葉集卷五、わがさかりいたくくだちぬ雲にとぶ藥はむとも又おちめやも、とあり、之は齡のたけて再び若かへることのかたきを歎きたるなり、本漢の淮南王劉安の、仙藥の白に残れるを、鶏犬のなめて天へ上りしといふ故事より取る歌なり、

杭を守る愚父

十訓抄に出たり、幹非子にいはく、愚夫あり、田を耕して居りしに、偶々兎ありて其處にある木の株に頭を觸れて死したり、依て直に之を獲たり、後、愚父此株を守りて、以て兎の來るを待ちたりとの故事を取れるなり、

元三

一月一日のことなり、玉燭寶典にいふ、正月一日を元三の日となす、一年の元、四時の元、日の元と三元なればなりと、然れども時には正月三ヶ日の間をもい

貫首くわんしゅ
ふことあり、

藏人頭をいふ、職原抄にいふ、殿上のこと、頭以下職事の奉行する處なり、依て昇殿を許さるゝの輩は、頭を以て首となす、位階上薦と雖も其下座に著く、之れ流例なりと、又僧にも其上首を貫首といふなり、

公請くしやう

御修法などの爲めに公儀より召さるゝ事をいふ、猶委しく云へば、恒例、又は臨時等の儀式などある時、朝廷へ御招きになる僧の事なり、平家物語にも、明雲大僧正流さるゝ時、明雲の公請を止めたることあり、

公廩田くわいでん

通典にいはく、隋の文帝、百寮供給の足らざるを以て、咸な廩錢を置き、息を收めて利を取る、蘇孝慈、表を上りて罷めんことを請ふ、是に於て公卿以下、内外官

に職分田を給す、又公廩の田を給し、以て用に供す、大唐に、京官の諸司、各公廩田あり、諸の宗官、文武の職事、各職分田ありと、按ずるに、本朝又公廩田の設けあり、延暦八年勅す、田の公廩の設は本、補缺を填め、未納を負ふが爲め、國の大小に隨ひて、既に立てゝ式を擧ぐと、此によれば則ち中國の常平義倉は、賑濟に備ふる所以にして、隋唐給祿の制と、其名同じと雖も、而も其事則ち異ると、(名物六帖) 公廩といふは廩は官舎のことにて、役屋敷なり、唐の時、處々に公廩田あり、その所務を所の公用に給するなり、本朝にも又これあり、之は常平倉とは別かはりたることなれども、續日本紀の體を考ふれば、未進をつくなう爲めに設けらるゝと見えたり、續日本紀、桓武天皇延暦元年十月の詔に、公廩田は、もと未進の時償はずして、國司の勢あるもの之を我物とすることを制せられたることありと、(制度通)

公廩稻くわいとう

藏人

延喜式に、凡て國司の處分、公廨の差法は、大上國、上官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分、中國に介なければ、即ち長官五分、下國椽なければ、即ち長官四分、員外司は各、當員に准ず、其國博士醫師は史生に准ずと、正稅公廨ともに、毎國定まりたる員數ありて、其米稻を出舉として百姓に貸與へ、其利息を取り、常には利息ばかりを用ゐて、元は何時迄も減せずある物と見えたり、(羽倉考) 按ずるに、公廨田と公廨稻とは異なるものか、即ち公廨田は、國司の横奪することを得ざるものにして、公廨稻は國司の分配するものなるべし、公廨田は即ち職分田の事ならん、而して公廨稻の差法は、先づ問物の欠員未納を填めて、次に國內の儲物を割りて、現に残れるを分配するなり、

凡そ藏人に補するの道は、公卿侍臣の子、非藏人、執柄の勾當、(攝政關白の家) 院の藏人母儀の藏人、藏人所の雜色、成業の儒、(之)

は立身するまで假に藏人となり居るなり、菅家大江家のものなるなり、) 所々

黄櫨染の袍

の藏人、(美福門院とか建禮門院とかの藏人) 判官代等の者より補せらるゝなり、主上の御装束には黄櫨染の袍と、麴塵の袍との別あり、麴塵の袍はきの部にあり、黄櫨染は黄茶色に、文に桐竹鳳凰麒麟の文あるなり、又半臂、下襲等を召さるゝなり、但し下襲を腰より以上と、裙とを別にすることは他のものはよけれど、主上は斯く別々にはなされぬなり、然れども桐竹鳳凰麒麟の文あるものは、主上のみならんか、

口宣

天子の御仰せの略儀なるものなり、同じ仰せにも、詔勅等の重きものもあれど、口宣は五位以上の官位を授けらるゝに、頭の辨を召して、勅命あり辨、口宣を調て上卿に達す、上卿之を取りて、別に書き寫して外記に遣はすなり、但し詔

くものふるまい

勅、宣命、及び此口宣案等は皆内記の草するものなり、
古今集の歌の序に見え、又源氏物語紅葉賀に、源氏君の詞に、あなわつらはし、
くものふるまいはしるかりつらんものをと、之は衣通姫の故事なりと、又日本
紀の歌に、くものおこなひとあり、我せこがくべき宵なりとよみ玉ふは、陸機
が詩の疏に、喜母、此虫人の衣に著けば、當さに親客あるべし、至て喜びある
なり、幽州の人之を親客といふ、亦蜘蛛の如く羅網をなして之に居ると、之に
よりて、思ひ居る人がきそうの夜は、蜘蛛の舉動活發なるもの故注意すれば來
る事が預め分かることをいへるなり、

吳竹臺

吳竹は吳の國より渡りたる竹なり、徒然草に、吳竹は葉細く、河竹は葉ひろし
とあり、清涼殿の東庭に竹臺二つあり、石灰の間の前に河竹の臺あり、仁壽殿

過所

の西面の北の方には、吳竹の臺ありて、此竹を兩方に別ち植えて、鳥を宿らし
め夜の明くるを待んがため、朝政の設なりといふ、

私度の部に、唐律疏義を引ていふ、私度とは、過所なしに關門を通るをいふと、
過所とは、續日本紀關市令、萬葉集等に見えたり、釋名に、過所は關津に到つ
て以て示すなり、或はいふ、傳過なり、所在に移して識して以て信となすと、
之は今いふ切手なり、東鑑に過所とも見えたり、朝野群載に過所牒と見ゆ、又
過所舟とも見えたり、關市令に船筏關を過ぐるものも亦過所を請ふと、其處を
過ぐるは官の處分なる故に、過所を請ふといふなり、

雲隠れ

後院にいふ、中古以來、人の死にたることを雲隠れといふて、歌には忌むこと
なり、萬葉集には、人の死をいふにあらず、物の雲にかくれたるをいふなり、(萬

くがにさまよふ

葉集卷八家持の歌にあり。又新古今雜の部、紫式部、めぐりあひて見しやそれともわかぬ間に雲かくれにし夜半の月かな、是も人の死にたることにあらず、又源氏物語雲隠れの巻も、光源氏の薨せしを書きたりといふ、之れよりして人の死せることを雲かくれといへるなるべし、然れども雲隠れの巻の名はありて文はなし、されば彼の巻の證にはなりがたしと、然し一説には雲隠れの文のなさは、わざと紫式部が卷名丈けとして、文なきことにして、源氏の薨去を書かざりしにて、巧妙の考なり、故に雲隠れは死をいひたるなりともいふ、

櫛形がた

和訓栞にいふ、源氏物語に、水鳥のくがにさまよう心地といへり、本朝文釋辨散樂に、水鳥の陸地に泥する莫しと見えたり、毛詩の注に、雖渠は水鳥にして、原に在つては常處を失ふといへりと、

平家物語に、くしがたの穴に人かげのしつると見え、徒然草に、閑院殿のくしがたの穴は、まろくふちもなく有りといはれけり、之はえうの入りてふちをしれば、あやまりにて直されにけりとあり、櫛の形の如くに、窓の處に穴のあるをいふ、ふちのある造り方となきのと、宮殿家屋によりて異なるものならん、

くは形がた

和訓栞にいふ、冑に云へり、鍬形の義なり、古俗相傳へて、おもだかの葉の開けざるにかたどれりといふなれど、蝦夷人の實とする鍬先といふもの、病める時は其枕上に立て、災をはらふものなりといふ、其形相似たり、さればこれによれるにやと、

車寄くるまよせ

和訓栞にいふ、殿上の北にあり、俗にいふ玄關なりといへり、一書に天子の御車に乗らせ玉ふ所なり、上古は天子の外は曾てあらず、近代内侍等の如き、こ

ここに於てす、得選は行幸の時、内侍と同車す、依つて止を得ずして、又此處に於てのるなりと、

車やどり

和訓栞にいふ、海人藻芥に、大臣家には車宿あり、丸柱なるべし、親王家同じ、名家以下月卿雲客の車宿の柱は、四方なるべしと見ゆ、門内の側に輿車など藏する所をいふなり、伊勢兩宮にも車宿屋ありしこと古記に見ゆと、

關白の直廬

これは關白には、他の臣下と異りて、宮中に別に一間の詰所あり、今の官房のごとし、禁秘抄に見ゆ、又辨内侍日記、五月二十日あまり、有明の月隈なくて、殊に面白く侍りしに、御直廬にて御連歌あり云々と見ゆ、

官の奏

禁秘抄に見ゆ、之は太政官より、前月の政を奏上する文書なり、本、毎月奏上

するものなるが、後に至り簡便を計りて、四季となし、後又孟冬の句と、孟夏の句とに、奏上すること、なれり、之を二孟の句といふ、

獲麟及鶴林

何れも人の臨終をいふ、左傳魯の哀公十四年に、西狩して麟を得たり、孔子春秋を作る、筆を獲麟に絶ちたり、是れよりして人の最後を獲麟といふ、又鶴林ともかけり、鶴林とは沙羅林なり、大苑西方にある故に、雙林ともいふなり、然るに此沙羅雙林、如來入滅の日に至て、青翠の色を失へり、仍て沙羅、葉を變じて白色となれり、仍て鶴林といふ、増鏡、慈圓僧正の長歌、及増鏡序文に出で、又東鑑卷十九に、廿四日小野小大夫判官義成、京都の道に於て時に獲麟を行ふと、之れ義成病中に於て筆を取て、辭世の歌詩をかきたるをいふなり、

關白

漢の宣帝立て、霍光政を攝す、其後霍光幼主にあらざるの故を以て、政を還す、

宣帝猶其人を重んじ、萬機を關白せしむ、關白の號茲に始まる、我國にては、陽成天皇の時、藤原基經關白となる、是れ其始めなり、要するに攝政とは、幼主の時置く官にして、主上長じ玉へば、復辟といふことをして、再び關白となるを例とす、故に幼主の時に關白といふ官はなきなり、關白とは天下の事を已に關與して取り扱ひ、之を主上に白し上げて、政事を行ふの意なり、

灌佛くわんぶつ

四月八日、宮中にて行はる、儀式なり、(他所にもあり)清涼殿の御殿の母屋の御簾を垂れ、晝の御座を撤して、其跡へ岩谷の如きものを造り、龍などを作り、佛像を安置して、いろ／＼の作物にて飾るなり、北の方に机を立て、鉢五つに五色の水を入るゝなり、今は甘茶となれり、是は釋迦如來の生れし時、天龍降りて水をそゝぎて、釋迦にあぶせしより起りて、甘茶を釋迦の像にかくるなり、推古天皇の時より始まれり、

願文がんもん

後世を願ひ死して極樂淨土へ行かんことを欲し之を佛へ奉る文章なり其文章には其人の平素佛像を供養し或は經文の字を石に書き或は一切經を書寫したる事等佛法歸依のことを書きつらぬるなり大鏡に陽成天皇の條に御法事の願文に釋迦如來のひとときのかみと書きたる云々又徒然草七十二段に願文に作善多くのせたるとあり、

勸學院くわんがくいんのあゆみ

勸學院は藤原冬嗣の建てたる學校にて、代々藤原氏の長者の扱ふ學校なり、此生徒等、宗家に慶事あるとき、行列して參賀することをいふ、

火浣布かかんぶ

神異經にいふ、荒州に大山あり、其中に不盡の木を生ず、晝夜火燃えて、暴風に猛からず、猛雨に滅えず、不盡木火の中に鼠あり、重さ千斤、長さ二尺餘、細

きこと絲のごとし、但し火の中に居れば、洞赤まっかにして、時々外に出づれば毛白し、水を以て逐うて之を洗ば、即ち死す、取りて其毛を紡績し、織て以て布となして之を用ゐる、若し垢澆あせあれば、火を以て之を焼くときは、即ち淨しと、按ずるに、火洗布は、述異記にも亦之を言ふ、共に南方海州の鼠の毛なり、雲南國より之を貢することあり、則ち妄ならざるなり、又曰く、明礬を以て木綿の布を煮ること半日許にして、之を晒乾し、再び砂糖の煎汁を用ゐて、之を浸して晒し乾せば、則ち火に逢うて暫らく焼けず、偽て火洗布となす、然れども知らず、火を以て其澆あせを洗ふや否や、(和漢三才圖會)

花押あぶ

押字のことなれども、字を草法を以て省略して、形を作り、其體花文を爲すが故なり、はなやかに加ざる意なり、花押の上には、姓をかくことなるを、今の世誤て名のりを書くなり、庭訓など見るべし、古の人は判に己の名を用ゐられ

たり、其判を自ら草書に花やかにかくを、花押といひしが、後に至りて彫刻の判を用ゐる様になれり、

〇け之部

解由^ケ

前任の人例、例へば國司の長官が、職務中に取扱ひたる事務會計などを整理して、之を後任者に引渡すなり、其時後任者は、會計等滞なしといふ書付を、前任者に渡すなり、土佐日記にいふ、或人、縣の四年五年すぎて、解由など取りて云々とある之なり、又勘解由といへば、右の計算滞なきか否かを勘へしらぶることなり、其時は勘解由使廳より官吏を派遣せしめてしらぶるなり、

けざんのふみ

現參の文なり、現に參賀する人の連名を書て差出す文書なり、

玄上^{ゲンジョウ}

傳國の璽にはなけれども、大に宮中にて貴重せるものにて、累代の寶物なり、

潔齋^{ケツサイ}

之は樂器にせ琵琶なり、甲は紫檀の一枚板にて造り、清涼殿に置き、而して覆と臺とあり、内裏焼亡の時に飛出したることあり、平重盛源義平に逐まはされたる棕樹の枝にかゝりたることあり、其模造は嚴島にありといふ、大概の琵琶は其撥面の模様より命名せるを思へば、玄上も繪より名の付きたるものならん、玄象青鉢の水を飲む形ある故起れり、象を漢音じやうと讀む故なりとの説あり、又古事談には唐人の打球二騎かとあり、然るに嚴島杖といふ本には、嚴島の寶物谷川の琵琶ありて貴きものなるが、其撥面の繪は打球の形なり、此繪は唐人が襦襦を着て、袴をはきて踊りて居る風なり、此琵琶に打球樂の繪あり、詰り玄上の名は撥面の打球の繪より起りて、其撥面の繪は還城樂の圖なり、或はいふ藤原玄上が延喜の帝に献上したるよりいへるなりと、

神事に當る時齋みすることをいふ、潔齋に三あり、第一一ヶ月の潔齋、之を大

祀といふ、大嘗會の時になすなり、第二三日間の潔齋、之を中祀といふ、祈年祭の如し、第三一日の潔齋之を小祀といふ、

鷓退

又逆退ともいふ、鷓は左傳に、六鷓退き飛ぶとあるこれなり、即ちあとじさりといふことにて、之は藏人所には、別當一人、頭二人、(四位)五位藏人と六位藏人とあるなり、六位藏人は、定員四人にして極臈、(四人中尤も古參のもの) 差次、(極臈に次ぐ故なり) 氏藏人、(之を呼ぶに氏をかけて呼ぶ故なり、源藏人といふが如し) 新藏人とあり、然し、此六位藏人は、非常に晴の役にて、主上にも接近することを得て權勢ある職なるが、極臈になれば、巡爵とて、叙目の時、五位に昇進せらるゝものとす、然るに五位になりて藏人の職に居ることは出来ざるなり、何となれば五位藏人には定員ありて、直に五位藏人に昇らんことは容易ならず、さりとて只の五位にては六位藏人の如く昇殿することを得ず、

故に六位藏人の上席、即ち極臈のものあとへ戻りて、再び新藏人にならん事を望むもの多し、之を鷓退といふなり、

阮咸竿上の禪を標す

公事根源、十訓抄等の書に見えたり、晋書竹林七賢傳にいふ、七月七日、諸阮(阮氏一族)庭中に鋪陳す、錦繡にあらざるなし、阮咸時に總角、乃ち長竿を挈へ、大布幘鼻を庭中に標していはく、未だ俗を免るゝこと能はず、聊復爾のみと、

懸車の齡

神皇正統記に見えたり、年七十をいふ、孝經にいはいはく、七十にして老て致仕す、其仕へし處の車をかけて廟に置き、永く子孫をして鑑みて則らしむるなりと、

警蹕

前漢書にいふ、梁孝王天子の旌旗を賜ふことを得、千乘萬騎を従へ、出づるに

稽古

警と稱し、入るに蹕と稱すと、註に、師古曰く、警は戒肅なり、蹕は行人を止むるなり、出入を言ふものは互文のみ、出づるも亦蹕ありと、安齋隨筆にいふ、警蹕といふは、天子出御の時、御先ばらひの聲をいふなり、御殿の中にも外へ出御の時も警蹕あり、其聲はおうといふよし、後醍醐天皇の日中行事に見えたり、又古は聲高く言ひしなり、聲ひく、聞えざるやうにいふは古風にあらざるよし、定家卿の明月記に見えたり、天子ならぬ人も、道路にては公儀にかくして警蹕をいはしむるよし、江談といふ書に見えたり、警蹕の聲には變化のものも恐れ退くよし、源氏の河海抄、又は合記などに見えたり、後世に至りては、おうと高いはず、微聲にて警蹕といふなり、之れ故實を取り失ひたるなり、今武家のものどもの、聲高にほうといふは、昔の警蹕の聲にかなひたるなりと、

齊經堯典にいはく、こゝに古の帝堯を稽ふるにとあるより起れり、古のことを

稽へ知ることなり、文選東都の賦に、憲章稽古と、註に向が曰はく、憲は法なり、言心は其舊章にのつとり故事を稽ふるなりと、

檢校

僧侶、及座頭をいへり、東鑑に、武藏國惣檢校職、又出雲國杵築の大社、惣檢校職と、垂仁紀に、使者を出雲國に遣はし、其國の神寶を檢校せしむといひ、今に日の御崎の神主は檢校職を帯ぶなど見え、律の注に、令に依り内外の官、勅して他司のことを攝せしむるもの、皆檢校となすと見えたり、今高野山の首を檢校とし、男山にも云へり、推古紀に、僧正僧都に任して僧尼を檢校せしむと見ゆ、座頭のことには、二水記に建業とかけり、室町殿日記も同じ、建業の始めは、生佛坊のよし見ゆ、鹿苑院の頃より建業を檢校と改め、次座を勾當と號し、其次を座頭といふ、(和訓栞)

儻仗

安齋叢書にいふ、奥州鎮守府官人の下にある官名なり、東鑑卷九に、神角儼仗次之波氣を御館に定めらるとあり、儼仗の官なる次之と云ふ人なり、波氣は地名なり、儼仗次之の居る波氣といふ所の家を點して、旅館に定められし事ならんと、

檢非違使

淳和天皇長年中に初めて之を置く、官人の非違を檢察する所にて、禁色をゆるされ、威權ある職なり、衛府追捕の權、彈正臺の糺彈の權、刑部省の判斷の權、左右京職の訴訟、併せて此廳に歸せり、而して凡そ役所に使の付きたるは、其役所の官人は時々派遣せらるゝ職なればなり、

交名

和訓栞に云ふ、東鑑に見えたり、今連名と云へり、されと歴名と云ふ事ありて名をかぞふと云ふ義にて、人の名を殘らず書きたるものなり、其内にて撰み出

して少々書舉げけるものなりと言へり、庭訓往來に、徵使、定使、給分、交文、充文といふ事見ゆ、交文は數へて書きのせ、充文は一人を書たるなるべし、内裏式に大臣宣命の文、侍從、見參及文人交名を進むとも、又見參の侍從交とも見えたり、又同式に、叙すべき人の歴名を内侍に賜ふとも、任官式に式部、兵部等歴名を給ふことも見えれば、上に云ふが如くもあらず、事によりて名目のかはるなるべし、江次第除目の條に歴名帳と見ゆ、こは上卿のひかへなるを以て、交名書替たるにや、上奏に歴名とかきたるは見當らず、神官の正權、稱宣の歴名、毎年祭主へ進むるも、交名とかき來れりとも云へり、江次第の移名

同じきにや、

阮籍が青き眼

徒然草に見えたり、晋書に、阮籍字は嗣宗、禮教に係らず、能く青白眼をなして之に對す、愁喜來て籍を吊ふに及で、白眼をなす、喜懌ばずして退く、喜が

弟康、之を聞いて乃酒を齎らし、琴を挾んで造る、籍大に悦び乃青眼にて見ると、三體詩に、白眼にして看陀す、世上の人と、籍が心に適はぬ人は白眼を以て見、適へる友は青眼を以て見しをいふ、必竟人には己の好む友と、好まざる人とは、其接見しかたの異なることあるものなりとの意なり、

〇こ之部

故實

史記周公世家にいふ、固實を咨ふと、徐廣曰く、固一に故に作ると、韋昭曰はく、故實は故事の是なるものなりと、故例舊貫に通じたる人をいふ

好事を行じて前程を問ふことなかれ

之れ清獻公が坐右の銘にある語なり、宋の趙林字は閻道、清獻公は其諡なり、此語の意は、吾身よき事を行ひて、吾は只吾本分を盡して、前きの報を得んとすることなかれとの意なり、徒然草に出たり、

昆明池の障子

前漢の武帝の時、南夷の昆明國を征せり、此國は水を引て池を造りて、防戦すること妙なりしかば、之を破ぶること能はざりし、武帝是に於て、宮苑中に

池を穿ちて、水戦を習はしめ、以て昆明國を亡ばせり、然れば此障子は、水戦の繪をかきたる衝立なり、榮花物語御賀の卷、昆明の池の水の春秋の色のがれかはるらんとあり、昆明の池には春は梅多く咲きて、其花の散りたるにて池の水を白くし、秋は紅葉にて水を赤くするといふ、

此君

竹のことなり、晋の王子猷、竹を好み常に自ら言ていはく、何ぞ一日も此君なかるべけんやと、この故事よりいへるなり、枕草紙はしたなきもの、條に、そよるとさし入るゝは吳行の枝なりけり、おい此君とこそいひたるを聞きて云々と、此事朗詠にも出たり、藤原篤茂が晋ノ騎兵參軍王子猷、種て此君と稱すとあり、

閫外の權

職原抄に出づ、漢書にいふ、馮唐が曰はく、王者將を遣はし跪いて轂を推して

いはく、閫より以内は寡人之を制す、閫より以外は將軍之を制せよと、閫は門戸の下に設けて内外を限る横木なり、必竟閫外は門外といふ義にて、宮門外のこととは將軍の專斷する權あるより、將軍の職を閫外の權といへるなり、

剛卯杖

卯杖のことなり、文德實錄に出づ、本、漢書王莽傳に見えたり、いはく、正月剛卯金刀の利と、服虔曰はく、剛卯は正月卯の日を以て作りて之を佩ぶ、長さ三寸、廣さ一寸四分、或は玉を用ゐ、或は金を用ゐ、或は桃を用ゐる、之を革帶に付けて用ゐるなり、と猶卯杖の部を見るべし、

笏

漢の劉熙の釋名にいふ、笏は忽なり、事あれば其に記し以て忽妄に備ふるなり、と、之は支那にては手板といひて、長さ一尺六寸、濶さ三寸、厚さ五分なり、我朝にても支那に眞似て用ゐて、之をこつと呼びたりしも、後にはこつは音骨

に同じければ、其名を怠みて其一尺ばかりなるものよりして、しやくといひしなり、木にて造りたるものにて、大小長短數種あり、但し禮服のときは象牙の笏なり、支那の忽忘の意より、我國にても亦然ることあり、即ち儀式あるとき、笏の裏に儀式の順序を張り付けたり、中古以前東帶の時は必ず用ゐたり、

更衣

漢書灌夫傳の師古の註に、更は改むるなり、凡そ久しく座するものは皆起て衣を更むと、又東方朔が傳に、私に更衣を置くと、其注に休息更衣をなすの處も亦宮人を置くといへるより出でたり、日本にても宮人のことなり、皇后の次に女御ありて、其次に更衣あるなり、更衣は字の如く主上の御衣を御更へ申上ぐる爲め仕ふるものなれども、全く枕席に侍ることゝなれり、

ことごとしき名つきたる鳥

枕草紙に出たり、鳳凰をいふ、格物論にいふ、鳳瑞應鳥は大平の世則ち見はる、

具形、鶏頭蛇領、龜背龜尾五彩の色、高さ六尺許、梧桐にあらざれば栖まず、竹實にあらざれば食はずと、

香爐峰の雪

之は白氏文集に、遺愛寺の鐘は枕を敬て、聽き、香爐峰の雪は簾を撥けて看るといへる句なり、清少納言、定子皇后に仕へし時、或日雪高く積りたるに、炭櫃に火を起して物語などして居りしに、中宮の仰に少納言よ、今日の如き日は香爐峰の雪は如何とありしかば、清少は直に立ちて宮中の格子を上げて、御簾を高く巻き上げければ、大に其頓才を賞せられたるなり、枕草子に出づ、

聲明王の眠をさます

朗詠の句なり、鶏人曉唱、聲、明王の眠をさますとあるこれなり、之は或る夜、一條天皇、中宮の御殿にて夜を御更しになられて、居られしに、或宮女鶏を捕へて、明日己れが里へ持ち行かんとして隠し置きたるを、夜中頃犬が見出

して之を追ひたれば、其聲に驚かされて、主上のふと御目をさまし、如何なることかと御問ありしかば、大納言伊周公の斯く打ち誦んじたるなり、

五經

毛詩、禮記、春秋、周易、尙書をいふ、日本へも古くより傳はりたり、

公卿

公とは攝政關白、及三大臣をいひ、卿とは納言、參議、二位、三位、散一位、

(さの部にあり) のものをいふ、

小上臈

公卿の女は是非とも小上臈といひ、織物并に表着を着るなり、侍臣の女の小上臈たるものは、時宜によりて表着を着るなり、公卿の女は、勿論小上臈なれども、諸大夫の公卿の孫は、或は小上臈となることを得、或は中臈となることを得るは、父の官によりて決するなり、

固關

伊勢の鈴鹿、美濃の不破、近江の逢坂を三關というて、非常の時に之を閉ざして、往來の出來ぬ様にするなり、之を固關といふ、こげんとよむなり、天子、皇后、上皇崩御の時、又は朝廷の重臣を罰するときは固關を命するなり、普通三ヶ日なれど、國亂の時は日數之よりも多きなり、猶三關の部を見るべし、

功田

封戸、位田、職田等は、一代きりにて除名となり、又身死すれば給せず、其内功ある人は子孫へ傳領せしむ、之を功田といふ、功田は功の次第によりて、その田祿を子孫へ傳へ給ふなり、令にいふ、大功は世々絶たず、上功は三世に傳ふ、中功は二世に傳ふ、下功は子に傳ふ、大功は謀叛以上にあらざる以外、八虐の除名にあらざれば、並に收めずと、

國司

大名のことなり、而して國司に受領と遙授とありて、受領は直に其國に向ひ、遙授は在京するものをいふ、此遙授の國司には公麻田は給じざれども、公麻田をば給ふなり、又年給に給ふ所も皆公麻田を處分す、公麻田に至りては其國に就くものには之を給はり、偽名の類、其國に就かざるものは、遙授に同じければ給ふ可らず、延喜部省式上に曰はく、凡そ遙授の國司公麻田並に事力を給せずと、

國司國造

職原抄首書に、上世國司を國造といふ、皇極天皇に至つて始めて國司と定む、文武天皇に至て國司を改めて國守といふと、何れによりしか詳かならず、日本紀を考ふるに、皇極天皇より以前、仁德天皇の世に、近江の國司表して上言すといふことあり、崇俊帝の世に、河内の國司即ち符旨によるといふ事あり、皇極帝の本紀に、國造を國司に改むること見えす、推古天皇十二年に、聖德太子

十七憲法に、國司、國造、百姓を斂することなかれと見ゆ、又天武帝の本紀に、諸の國司、國造、郡司、及び百姓等、諸聽くべしとあり、然らば古は國々に造ありてその後、又國司を任じて、國司、國造と並び置かるゝこと見えたり、その内にて國司は、國造より位高く、權重く、而して何時の代に國造を罷らるゝといふこともなく、次第に廢することゝなりたりと見えたり、(制度通)

勾當内侍

内侍司の女官、は尙侍、典侍、掌侍のみつにて、尙侍二人、典侍四人、掌侍四人なり、掌侍の首席を勾當の内侍といふ、勾當とは其事を勾當するの義にて、首席となりて諸務を支配する故にいふ、

根本中堂

比叡山の中にあり、然し之は一山の中山といふ義なるか、曰はく彼の宗旨は中道實相を以て證とすれば、定めて由あるか、然りと雖も世流布の義には、傳教

大師始め三字を構へ、北に多聞天の像を安し、毘沙門護國寺と號し、南に經律論を置て、一切經藏と名つけ、中に藥師如來を建て、一乘止觀院といふ、其中間なる故に中堂といふなり、其後三字共に朽損の時、智證大師修造し給ひ、三字を合せて一堂となしたり、一堂は一諦なり、三諦は即ち一なり、豈我祖意に違はんやと、仍て今中堂といふなり、(搗囊抄)

部領使

万葉集に、相撲の部領使、防人の部領使見えたり、日本紀藥獵の處にも、部領をことりと訓せり、清少納言がとりもてるもの、條に、くゞつのことりとかけるは傀儡の部領なるべし、相撲節は七月にありて、其相撲をとるべき人を諸國七道に召すために、使者を發するを相撲の部領使といふなり、ことりは事執の義なるべし、又防人の部領使のことはさの部に見ゆ、

駒迎へ

八月十六日は駒牽の日なり、此儀式に諸國より牽來る駒を、逢坂まで迎に出づるをいふ、十五日より二十日迄なり、猶駒牽の部を見るべし、

駒牽

朝廷の御用に馬を奉ることあり、勅旨牧といふものありて、駒を養ふ牧場を勅旨を以て定めおかるゝなり、甲斐信濃等を以て充てらるなり、勅旨牧のこと、延喜式四十八、左馬寮式に詳かなり、此儀式は之は八月十五日なりしが、後十六日となれり、牽來れる駒を天皇南殿に出御せられて、御覽にならるゝなり、此馬は儀式終りたる後、上卿以下に賜はる、又院の御所、東宮の御所へも賜はるなり、

健兒

唐の六典に、天下の諸軍健兒ありと見ゆ、日本にても其制を用ゐたり、平家物語に、こんていわらほといへり、今時武家の足輕の類なり、下學集に、健兒所

は中間の居間なり、(和訓栞)案ずるに健兒は兵部省の屬人ならん、日本外史、
賴義東征の時、清原氏の言に我に健兒龜次ありと、之は或説にはこんていよむ
可らず、けんじと普通によみて、達者なるもの、事なりとの説あれども、矢張
りこんていに相違なかるべし、

狛犬

狛の國より渡りたる狢といふものなり、獅子のことにあらずといふ、枕草紙、
榮花、禁秘抄等に見えたり、宮中御帳臺の前にあり、又神社にもあり、猶御帳
臺の部を見るべし

後院

小右記にいふ、天元五年六月五日、左大將を以て後院の別當となすと、公事根
源に、後院の別當善といふ人に仰せて云々とあり、江次第裏書にいふ、後院と
は、冷泉院、朱雀院をいふと、此等の院には別當の役をおかる、なり、堀河院

も後院に准じて、別當をおかれたること、見えたり、

後朝の使

中古時代の風俗にて、男女相逢ひし夜の翌朝は、男子の方より、必ず女子の方
へ使のものをやることにて、文などを持たせて遣はすなり、

御禊

和訓栞いふ、賀茂の齋院と定ありて後、東川にのぞみ玉ひてみそぎあるをい
へり、大嘗會にもありて、河邊に行幸ありて行はる、其儀式おびたゞしければ
後世は略せられて、晝の御座に出御になりて行はる、なり、皇帝、三后、東宮、
齋王などには、禊といひ、常の人には禊といふと、

五節

十一月中の丑の日、宮中にてある儀式なり、五節の帳臺の試といふは、舞姫の
稽古なり、此時主上常寧殿に出御になりて、御覽するなり、但し主上は直衣御

指貫にて踏を召さるゝなり、主上の直衣指貫のことは、この時と蹴鞠の時より外なきなり、又卯の日には清涼殿にて御覽になるなり、何れも舞姫といふもの、盛装して出で、舞ふなり、其舞姫の数は四人にして大嘗會の時は五人なり、五節の起りは、昔天武天皇吉野宮にましまして、琴をひき玉ひし時、前の峰より天女あまくだりて、天羽衣を五度翻して、をとめごがをとめさびすもからたまをたもとにまきてをとめさびすも、とうたひしより起れりといへり、併し此説、誤にて續日本紀、聖武天皇が五節を舞ひたることあり、皇太子五節の舞歌ふ、空みつ大和の國は神からかたふとくあるらし此舞見れば、と此外猶歌ありしより生まれりといふ、又支那の説より出てたりとの説は、左傳昭公元年にいふ、先王の樂は百事を節する所以なり、故に五節ありと、杜註に五聲の節なりと、此説附會ならん、

御佛名

佛名の部を見るべし、

五家臆腦

公任の新撰臆腦、能因の歌枕、俊賴の無名抄、仲實の綺語抄、清輔の奥儀抄是なり、

○さ之部

催馬樂

民間の流行歌なり、支那文明の傳來につれて、唐樂行はるゝに至り、而して日本語にて唐樂の譜に合せて作りたるものが、流行歌となりて傳はりたり、之を總稱して催馬樂といふ、之をさいばらといふ所以は、神樂歌中に、さいばりに衣はそめん雨ふれどうつろひがたし深くそめてば、の歌より出でたりとの説、正しからん、さいばりは折様なり、榛の皮をさきて染むるをいふ、此さいばりの歌は、神樂歌なれど流行歌の總稱となりて、民間にて歌ふ様になれり、但し今日の催馬樂の始めにある、いで吾駒まつち山まつらん人を行きてはや見ん、との萬葉二十の巻に出たる歌は、催馬樂の一番始めにありて、遂に催馬といふ字を當てたるなり、詩形は三十一字にして、短歌と異らざれども、又其以外の

形もあるなり、

散位

官職なくして、位のみある時、位の上につけて云ふ語なり、散二位、散三位など、何れも官職なき時、用ゐるなり、

雑色

身分卑き下べをも云ひ、又藏人所の屬官をも云ふ、平家物語俊寛足摺の巻に、雑色が首に懸けたる云々、是れ下べの事なり、又藏人所の雑色は所衆より低き官なれども、極薦までも進むことを得、猶進んで顯官に登ることをも得べし、雑色と名つけし所以は、昔は殿上人には一定の服色ありて、位袍を着すべきものなるに、之は位袍を着すること能はざるものにて、一の職名となれり、

参座

元日に宮中に参賀することを参座といひ、轉じて人の處へ年賀に行くをも参座

といふ、源氏紅華賀に、參座し玉ひても數多處もありき玉はず、内、東宮ばかり、さては藤壺の云々とある是れなり、

山柿の門

萬葉卷十七、大伴池主の歌の序文に、幼年にして未だ山柿の門に至らずと、山柿とは、柿の本の人丸と、山邊の赤人とをいふなり、此二人、歌聖として傳へられたるなり、古今集の序にいはいはく、人丸は赤人の上に立ちかたし、赤人は人丸の上に立ちかたしと、人丸の歌は花鳥風月天然の歌は少なくて、哀悼羈旅の歌多し、換言すれば主觀的の歌に富みたる人にて、國體をよみたる歌多し、故に人丸を評して忠誠の歌人といふ人あり、赤人は人丸とは反對に、感情的の歌人でなく、叙景的の歌人なり、故に赤人は、客觀的に極めて明媚なる山川清流の有様を叙せり、

三關

近江の逢坂、伊勢の不破、越前の新發なり、後には新發は餘り朝庭に遠きを以て、伊勢の鈴鹿とかはれり、此三關は、何れも平生は國の兵士が守り居るなり、又事生すれば朝庭より兵士を引卒して固めに行くなり、その時は固關使といふものを出す、それは武官が兵を率ゐて、割符を以て行くなり、而して其事止めば解關使を發するなり、此三關は、時代によりて異なることもあり、拾芥抄には逢坂を入れずして、近江の勢多を入れたり、

里内裏

主上の禁中に居られずして、臣下の家其他へ出御になりて居玉ふ所をいふなり、然るに或説には、主上一時臣下其他の家に居玉ふ事を稱して里内裏といふと、此説不可ならん、一時某所に出御になりて居玉ふときは、行在所ともいふべし、内裏といふ可らず里内裏とは、閑院内裏と、土御門内裏とを云ひ、後に至り南北朝の頃に、富小路内裏といふもの出來たり、此三つを外にしては里内裏とい

散樂猿樂

ふ可らず、

昔は散樂といひしなり、此事の國史に見えたるは、清和天皇の貞觀六年六月二十八日なり、陽成天皇の御時には、嶋懽の人近之といふもの、其他の者と散樂して、人みな願を解と云ふ事、何れも三代實錄に見えたり、文獻通考の樂考に、散樂雜戲幻術多し、皆西域に出づと見えし物なるにや、然るに翰林胡蘆といふ本に、猿樂は元、猿樂として其始推古天皇の御時、秦の川勝神樂によりて作り出せし故に、神樂の神の字を別ちて申樂と名つけ、又其時上宮太子申樂の延年記を書かせ玉ふこと見えたり、然し推古紀に此事見えず、又猿樂の家の遠祖と稱する、秦の氏安の散樂策の位置にも申樂とはなくて、散樂得業生、秦氏安と書きたれば、申樂の説確かならず、天曆の御時までは、散樂とのみ見えし夫より三四十年にやなりぬらん、源氏、世繼枕草紙などには散樂とはなく、皆

齋宮

猿樂又さるがふとは書ける、さて猿樂の業とする處は、三代實錄より以來物かたりの類、古事談、十訓抄、宇治拾遺、古今著聞集、源平盛衰記等に至りて、皆其時に當りて人の笑を含み、願を解くことを巧みて、作り出すを以て専らとすることにてあるよし見えたり、然るに此猿樂鎌倉時代より衰へて、鎌倉北條執權の末、京都將軍の始までは、田樂のみ世にきこえて、猿樂のさたなかりしが、貞和五年に新庄本庄の田樂能くらべせし時に、始めて日吉山王の示現なりとて、猿面を着せて猿樂を舞出せしといふ事、太平記に見えし、是より田樂はをとろへて、猿樂盛んに行はるゝに至れり、(春湊浪語)

豐勳入姫の命、太神の杖後となり、後に倭姫の命相繼て之を勤め玉ふ、勢州宇治に鎮座まします時倭姫の命、大宮の際に齋宮を營り居玉ふ、即ち八尋の機屋を立て、八千々の姫の命をして太神の御衣を織らし、め因て機殿と名つけ、而し

て後五百野の皇女相代つて之を勤め、改めて齋宮を多氣郡に作る、爾來代々の天子内親王の未だ嫁せざるものを簡び、此に居らしむ、如し内親王なき時は、諸王の女を用ゐ玉ふ、然るに後醍醐天皇に至り、累年兵亂の故に皇女祥子内親王より以後は、則ち齋宮群行の沙汰なし、凡そ天皇位に即き玉へば、即ち齋宮に立つべき皇女を卜定して、改めて宮城の内に初齋院を作り、明年七月に至るまで此に物忌す、更に城外に野宮を作り、八月に野宮に移り入りて、明年に至て此に齋す、(今猶嵯峨野に古跡あり) 九月上旬の吉日に、河に臨んで袂褌して、伊勢の齋宮に入り玉ふ、其臨行の日、内裏に参り玉ふ時、天皇自手ら小櫛を以て其額に挿加ふ、俗に之を別れの御櫛といふ、(世に櫛を婦女に遣ることを忌むは此因縁なり) 袂褌の事畢りて伊勢へ下向し玉ふ、之を群行といふ、(和漢三才圖會)

齋院

伊勢太神に仕へまつる皇女を齋宮といひ、賀茂神宮に仕へまつる皇女を齋院といふ、其儀式等全く異なることなし、齋院の起源は嵯峨天皇平城上皇と争戦ありし時、勅願あつて皇女有智内親王を以て、始めて齋院に立て玉ひてより、以來歴代内親王の未だ嫁せざるものを以て之を立つ、如し内親王なきときは、諸王の皇女を擇んで事を卜定す、土御門帝の元久元年繕子を以て齋院とせしより、是迄二
十一人後絶えてなし、

齋王

齋宮齋院にて、通じていふなり、

さくらへ男

萬葉第六、山のはのさくらへ男あまのはらとわたるひかり見らくしよしも、顯昭云ふさくらへ男とは月をいふなり、又月よみ男と云へることあり、萬葉卷六、あめにます月讀壯子云々と、月讀命など云ふより來れるなるべし、(袖中抄)

月代つきしろ

鎌倉時代より始まりたるなり、古は常に月代そりたるにあらず、久しく打繼きたる合戦の時、常に胃をかぶり、氣のぼせて煩ふことありしによりて、頭の上を丸く中ぞりをしけるなり、其形丸く白く、月の如くなる故つきしろといひしなり、月白とかくべきを今は月代と字を當てたるなり、月代のことをさかやきといふことは、氣さかさまに逆せる故、さかさまに逆せる息をぬく爲めに髪をそりたる故、さかいきといふなり、又さかやきともいひしは、やといと通音の故なり、さかいきのあとといふべきを、今は略してさかやきといひしなり、(貞丈雜記)

左義長さぎやう

是未だ切かなる説を見ず、但し字に爆竹さきつちやうと書くあり、是を以て思ふに東方朔の神異經に曰はく、西方の山中に人あり、長さ一尺餘、人を見れば則ち寒熱を

やむ、名つけて山燥といふ、竹を以て火を焼く、爆燃はうげん聲あれば則ち驚き去つて來らずと、此を以て正月に爆竹を焼くなり、徒然草には、左義長は正月打ちたる及打を、眞言院より神泉苑へ出して焼き上ぐるなり、法成就の池にこそと囃す、神泉の池をいふなりと、此説更に心得られず、神異經の説正しからん、或は徒然草のは打毬とてたまを打つ遊のことならんか、(搥囊抄) どんど、俗左義長といふ、疑らくは三毬打の誤か、どんどと三毬打と二物か、案するに正月十五日清涼殿の庭に於て青竹をやき、以て吉書を天に上らる、十八日にも然り、唱文師大黒松太夫、其徒四人鬼面おにづゝをき、赤熊しゃくぐまの髪を蒙り、二嫗は太鼓をたづさへ、二翁逐ひ舞りて之を打つ、童子二人素面に赤熊の髪を蒙り、腰鼓を打つ、又傍に袴肩衣を着たるもの五人ならび立ちて、之を囃やす、どんどやといふなり、(和漢三才圖會)

三遲さんち

東鑑四十六、及び古今著聞集、江家次第等に見へたり、今昔物語には三地とあり、宴曲集亦同じ、皆競馬の條に見ゆ、三遅とは初めに足を遅そく徐ろに三返乗るをいふ、今馬をしつけるに地道といふことあり、之に同じきか、(安齋叢書)

三史

史記、漢書、後漢書をいふなり、

左道

顔師古の註にいふ、僻左の道にして不正をいふなりと、禁秘抄にいはく、左道の輩と、

さけの名をひじりとおふ

萬葉集卷の三に、酒の名を聖とおひし古のおほきひじりのことよろしきと、魏略にいふ、太祖酒を禁ず、而るに人竊かに飲む、故に酒といふを難り、白酒を以て賢者となし、清酒を聖人となすと、

三公

支那にては、大師大傅大保をいふ、日本にては太政大臣、左右大臣をいふ、天の三台星に象れるなり、三台星とは、紫微宮内に紫微星あり、則ち天帝なり、其左右に三台星あり、上台を虛猜星と號し、君を守るなり、中台は陸淳星と號し、臣を守るなり、下台は曲順星と號す、民を守るなり、

三槐

周の世、外朝に三槐を植えて、三公其下に班列す、槐は懷なり、遠人を懷くる義より、外朝に植えしなり、三公のことを三槐ともいふなり、

左遷

潜確叢書に、漢世右を貴んで左を卑しむ、故に貶秩を號して左遷となす、而して尙進んで高位に居るを右職となすと、之は漢の世の制なり、魏晉以後は右は卑しく左は尊しといへり、日本は古より左尊右卑なれども、支那の熟字を用ゐ

て、官位の貶秩を矢張り左遷といへるなり、

猿さるの聲こゑに袖そでを沾うるはす

古樂府には、巴東三峽巫峽長し、猿鳴三聲涙衣を沾すと、之をいへるなり、
方丈記に引けり猶斷腸の部を見るべし、

五月さつきに生うれてむつかし

史記孟嘗君傳にあり、支那にては五月に生るゝ子を忌みしに、孟嘗君五月に生れ、父は之を忌みたりしが、後成長して大に人物となりしも、果して遂に一家を滅すに至れり、下學集にも五月の子養はずといひ、註に五月の子必ず父母を害すとあれば、和漢ともに五月の生をば忌みしと見ゆ、

防人まもり

日本紀萬葉集等に見えたり、崎守の義、筑紫の海の崎々を守るものをいふ、依て島守ともかきて、さきもりとよめり、軍防令に、兵士邊を守るものを防人と

指貫さしぬき

名づく見えたり、遠江以東の兵士を召さるゝなり、萬葉集二十の卷に、防人部領使遠江國の史生云々、相模國防人部領使、駿河國防人部領使など見えたり、
袴はかまの一種なり、袴の裾のくゝりを裾にさして、つらぬく義なりと云へり、倭名抄に奴袴をさしぬきのはかまと訓せり、又絹の狩袴とも見えたり、徒然草に、つややかなる狩衣に、こきさしぬきいとゆゑづきたるさまにてとありて、直衣狩衣などにつくものなり、又主上の御指貫は召さるゝことはなきことなり、然れども主上五節を御覽にならるゝ時は直衣と指貫を召され、又蹴鞠をなさるゝ時も召さるゝなり、此二つの場合に限ることなり又女房も馬に乗るときは、指貫をつくること多く見えたり、西宮記に古時制あり、臣下用ゐずとあり、今は上皇親王より始め奉り、攝清諸家に至るまで、已に一の制となれば、いふ可きこともなしといへり、武家は紫の指貫なりといふ、

薩人書

同文通考にいふ、冷泉家の書籍目録に薩人書といへる物あり、是は肥人書の類にして、薩摩人の用ゐし書體なるよし云ひ傳へぬ、されば是亦我國の書の一體なるべし、但しこの書のことくはしく記せるものをいまだ見ざれば、詳かならずと、

相聞の歌

男女相互に安否を問ひたづぬる歌なり、出處は文選にありて、萬葉集にも相聞の歌として、四季贈答の歌あり、相聞は猶往來といふが如く、相贈答して懷を述ぶるなり、

最勝講

五月に日を選びて禁中にて行はるゝなり、之は金光明最勝王經十卷ありて、五卷目に護國品といふ經文ありて、國家安泰のために行ふなり、五日間行はれ、

東大寺、興福寺などの僧來りて、證義、講師等となるなり、

さくらだひ

和訓栞に云ふ、櫻鯛なり、櫻花の節に出でて賞するを云へり、夫木集に、行く春の堺の浦のさくら鯛吾おもふかたみに今日や引らん、又詞花集に花を惜む心をよめる、春來れば味潟の海ひとかたに浮てふ魚の名こそ惜しけれ、是も櫻鯛をよめり、味潟は安藝國豊田郡にありて、神宮后紀に見えたり、今も數日海を蔽ふて浮ぶめり、浮鯛と云ふとぞと、

宰相

唐にては總理大臣の事を宰相と云ふに、我國の文學上枕草紙等に用ゐられたるには、皆參議を云へり、枕草子心ゆくもの條に、やすちかの宰相などわかやき立ちてとあり、安親は中納言山蔭の孫攝津守仲正の子なり、公卿補任に永延元年十一月參議に任ずる由見えたり、之れ參議を宰相と云ひたる證なり、依て

國學者は宰相は參議の唐名なりと解せり、然れども何故に斯く解するか、按ずるに日本にて宰相と云ふは、參議以上の人大臣迄を云ふ稱なりしも、其一番下なる參議を宰相と用ゐられたるものならん、

〇し之部

四大納言

一條天皇の時、齊信公、行成の四卿をいふ、十訓抄に漢の世の四皓も如何不此、

七徳の舞

晉王世民(後に唐の太宗皇帝となる)、破陣の舞なり、故に初め破陣の舞と云ひ、後に七徳の舞といふ、禁暴、戢兵、保人、定功、安民、和衆、豊財、の七徳なり、

四十五日とかや位におはする例あり

是れ増鏡、北條義時の仲恭天皇を流し奉りし時の事を評せる語なり、史記始皇本紀に、子嬰秦王となる四十六日、沛公秦軍を破り、武關に入る、子嬰即ち頸

に係るに組を以てし、天子の璽を奉じて、軹道の傍に降るとあるをいふなり、
白き絲の染まんことをかなしむ

墨子は春秋戰國の世の學者なり、其學兼愛を以て本となす、常に自ら練絲を見
て之を哭す、其以て黄くすべく、以て黒くすべく、何れにもなるを以てなり、
人心の變を思ひ合せて悲めるなり、

七歩詩

魏の曹植の詩なり、曹植は曹操の子にして曹丕の弟なり、父植を愛せり、父死
するに及んで、丕帝位に就き、植を殺さんと欲す、偶植の來るに逢ひ命じて七
歩の中に詩を作らしめ、能はざれば殺さんとす、植直ちに詩を作りて曰はく、
豆を煮て以て羹に作り、豉を灑して以て汁と爲す、其は釜下に在て燃え、豆は
釜中に在つて泣く、本自ら同根生、相煎ること何ぞ太だ急なると、文帝大に慙
ぢて殺すことを止めたり、之を陳思王七歩の才といふ、

上巳の祓

漢書外戚傳に云ふ、帝霸上に祓して歸ると、孟康曰はく、祓は除なり、霸水の
上に於て自ら祓除す、今三月上巳の祓除是れなりと、三月の初の巳の日に當
り、川に臨んでみそぎはらへをすることをいふなり、

七賢人

晋の竹林の七賢人のことなり、嵇康、阮籍、山濤、劉伶、阮咸、向秀、王戎な
り、萬葉集卷の三、古の七のかしこき人ども、ほりするものは酒にしあるらし
と

潤屋の體

禁秘抄にいはく、誠に潤屋の體なりと、之は大學に、富は家を潤し、徳は身を
潤すとあるより、官吏の身上をよくすることをいへるなり、

職分田

按ずるに通典に、職分田又職田といふ、又曰はく職田は子一品は十二頃、二品は十頃、已下九品に至る各差ありと、本朝亦職田の制あり、其名同じと雖も、而も其實稍異れり、按ずるに今位田あり、又職分田あり、位田は一品は八十町二品は六十町、職分田は大臣四十町、左右大臣三十町、以下各差あり、之に依れば即ち唐の職分田は、即ち本朝の位田なり(名物六帖)、而して本朝の職分田は官職に就て之を給ふ、太政大臣より納言まで之あり、太政大臣四十町、左右大臣三十町、大納言二十町なり、但し其下大宰帥十町、大貳六町、小貳四町、其他大國の守、大國の介等にも給はる、然らば朝廷の諸司百官にもあること推して知るべし、令に載せざるは、史の闕文ならん、(制度通)

尻付しりつけ

除目に任官の人の名をかきたるを除書といふ、其餘書の尻に臨時に任じたる人を書き付けたるなり、尻付は後付といふに同じ、東鑑卷三十一に見えたり、又

群書類從に尻付の書式あり、

升耳の災しやうじのわざはひ

書經に殷の武帝、先祖湯王を祭る、時に飛雉あり、鼎の耳に升つて鳴きたり、武帝大に之を恐れ、自ら戒慎して政治を勵みしかば、此災なかりきといふ、耳は物を聴きわくるものなれば聰なるを貴ぶに、今は耳を覆ふは不祥なり、故に武帝の恐れたるなり、十訓抄に見えたり、

朱買臣が妻を殺へけん年しゆばいしんがめをころせけんとし

四十九を云ふ、枕草紙十訓抄等に見えたり、前漢の朱買臣、貧うして書を好み、薪を賣り以て自ら給す、行々歌ひ且つ誦す、其妻耻ぢて去らんことを乞ふ、買臣曰はく、汝苦しむこと久し、吾年四十九當さに富貴なるべしと、妻嘲笑して去る、買臣止むること能はず、年五十にして西域を撃破し、錦を衣て郷に歸れり、

釋典

孔子并に孔子の門人十哲の像を祭る式なり、禮記王制に、菜を釋き、幣を奠きて先師を禮すと、後漢の明帝は、孔子の宅に幸して仲尼並びに七十二弟子を祭ると、我國にては、文武天皇大寶元年に始まり、二月と八月とに毎年あるなり、

白波

後漢の靈帝紀に、黃巾郭恭等の賊、西河の白水谷といふ所に起りしが、之を白波賊といひしと見えたり、此によりて盜賊をしらなみといふなり、方丈記に白波の恐なしと、

勝地主なし

白氏文集卷十三、勝地本來定主なし、大都、山は山を愛する人に屬すと、方丈記に勝地は主なければ云々とあり、

生涯

方丈記にあり、莊子に吾生や涯あり、而して知や限りなし、涯あるを以て限なきに従ふ殆しと、之より出でたる語にして人間一生の間をいふ、

四道

紀傳道、明經道、明法道、算道をいふ、大學寮にありて四道の儒士出身の處なり、

上臈

二位三位の典侍は身分家柄に關せず上臈といひ、赤青の禁色を着て、主上の陪膳に候するなり、

詔書

令の義解には詔書と勅書との區別あり、臨時の大事を詔といひ、尋常の小事を勅といふと、臨時の大事とは凶事、赦令、改錢、改元の四大事の時には、其仰せらるゝことを詔書にて發するなり、之は上卿即ち其日當りたる上首の大納言

が、中務省の内記に仰せて詔書を作らしめ、内記に持たせて之を奏上せしむ、天子之を御覽じて日丈を書して返し給ふなり、

詔書覆奏

中務省より太政官へ廻送したる詔書を念の爲め再び上奏することをいふ、之は大納言が覆奏の權あるなり、中務省、太政官等に關せずして天子に直接に斯る詔を御下しになられ玉ひしかと御伺ひ奉る爲めにするなり、又其詔書に不可なる處ある時は、故障を申上ぐることをも得るなり、

職事

六位職人は主上の御側にて、何事にも仕へまつる故、六位職人をいふことあり、然し眞は藏人頭、五位藏人、六位藏人、全體を職事といふなり、

四個の祭

二月祈年祭、月次祭、夏冬兩度の祭、新嘗祭をいふ、此の四は國の大事とし

て、祭る處のものなり、

朱器の饗

朱塗りの器を臺盤に用ゐて饗宴を爲すをいふ、之は二月に藤原氏の氏の長者たる者が、大臣尊者以下の上達部を饗應するが例なるが、其時には此器を用ゐて饗應するなり、

爵の申文

爵は五位をいふ、申文とは其事を申上げて願ふ文書なり、即ち源平藤橘等各家の者供、五位に叙せられんことを、其各氏の長者に頼みて上奏する文書なり、猶是定の部を見るべし、

氏上

是定と同じことなり、是定の部に出せり、

准母儀

天子の御母に准ずる儀といふ意なり、禁秘抄にいふ、郁芳門院は准母儀の人なりと、之れ郁芳門院が、堀河天皇の御母代となられたるをいふなり、

自恣じしの僧そう

僧の修行は、四月十九日より安居といふものを九十日間行ひ、丁度七月十五日が明けとなる、此安居を第一に能く勤めたる人は、七月十五日に至れば勤め果て、自分勝手に何なりとも食することを得るに至るなり、之を自恣の僧といふ、

准じゆん三宮さんぐう

太皇太后、皇太后、皇后を三宮といふ、身分ある人は此三宮に准せられて、其待遇を受くるなり、それは主として俸給の取分なり、之を年官年爵といふ、爵は従五位下、官は様一人、目一人、史生三人の取分を貰ふなり、准后といふも、准三宮といふも、同じことにて、太政大臣其他身分よき人々の官位待遇之より

上進することを得ざるもの、爲めに、特別の待遇法を設けたるものなり、又官位低くても准后となることあり、例へば女官の御腹より御生れ遊ばされたる天子は、御生母を准后となし奉るなり、

四道しだうの儒じゆ

第一等は秀才、第二等は明經、第三等は明法、第四等は算道なり、秀才とは、紀傳道の中の歴史詩文の中より人物を拔擢したるなり、他は聞えたり、

神代じんたいの三劍さんけん

天叢雲劍、羽斬の劍、高庫の劍之なり、叢雲の劍は、後に草薙劍といひ、羽斬の劍は、十束の劍ともいふ、十束の劍は大和の磯の上に祭れり、高庫の劍は紀州熊野の神倉山に祀れり、叢雲の劍は天目一ツ神が作り、其形は片刃のものならんといふ、今は熱田の神宮に祀れり、

神しん靈じゆ

昔は寶劍を先にし、神璽を後にしたりしが、壽永の亂に亡び玉ひしより、清涼殿の御劍を用ゐられ、夫より寶劍を後にし、神璽を先にせり、神璽の方は、太神から皇孫に玉はりたる八尺瓊勾玉なり、支那にて傳國の璽など云ふ字あるため、璽の字を用ゐて神璽といへり、八坂はいやさかゆる意なり、崇神天皇の時、鏡と劍とは模造したれども、神璽は模造せずして、天子の側に置きたり、其納め置きし作法は、上は青色の絹にて包み、紫の絲にて結びたり、之は別段に箱に入れたるにあらず、主上の行幸ある時などには、掌侍が之を捧げて行きしなり、小葵の綾にて絹の裏打ちしたるものにて包めり、之を棚の上に安置する時分には、青色の打物を以て覆てあり主上が夜の御殿に入らるゝ時は、内侍が書籍様の物の處に置けり、主上御讓位にて上皇とならるゝ時は、内侍は上皇につきて宮を出づるものなるが、其時内侍一人之を捧げて、新帝の方へと奉るなり、之を渡りの内侍といふ、此神璽の中を見ることは出来ざるものなり、然るに冷

泉院は之を見んとして、内侍に取られたることあり、

後取

元三の儀式に主上へ御屠蘇を供する時、主上きこしめして女官にかへし玉へば、これを後取の人に飲ましむるなり、後取とは字の如く、餘りを頂戴する一の役にて、上戸の人を選びて、一日は誰、二日は何某、三日は何某と、其人を定め置くなり、

まひしばの袖

喪服のことなり、上下通用して用ゐることなり、榛染などの類にて、椎にて染めしにや、何れも黒色なるべし、八雲御抄に、まひしばの袖とあるは喪服なれば、常の事にまひしばの袖とは讀むまじきよしを述べ玉へるなり、然るを或説にまひしばの袖は、四位の官人の喪服なりといへるは、後の歌に椎をしゐの假字に誤りて、四位にいひかけてよみしままあるによりて、をしゐてたる説な

出舉しゅきよ

り、後拾遺哀傷の部、一條天皇の御歌、榮花月の宴、千載集雜中十月中納言長方の歌、其他皆玄ひしばの袖とよめるを見れば、四位の喪に限れるにあらざることを思ふべし、今昔物語には僧衣しんいを椎鈍しんじゆんの衣とかけり、(答問雜稿)

令格式等に數々見ゆる語なり、淺井奉政が案に、出は國司より百姓へ貸し出す儀、舉は百姓より國司へ舉げ返す儀なるべし、其出舉することは、利を取らんが爲めに百姓へ配賦するなり、故に貸すこと、見えたりと、在滿曰はく、延喜式國史等に出舉とあるは、貸す儀と見えて返す儀の籠れるとは見えず、然れば舉は上ぐるの儀にてはあるまじきか、舉の字用の字の義に用ゐたるも多ければ、出し用ゐるといふ義にて、官稻貯蓄者を出し用ゐると云々意か、然れども出舉の義を解するには利を論ずるに及ばず、唯貸すといふ意のみなり、(羽倉考)

旬じゆん

旬といふことさまざま多し、其中に二孟の旬といひて、夏の始と冬の始とに諸臣に酒を賜ひ、夏は扇冬は氷魚を玉ふといふ、是うちまかせたる旬にて、歌にも多くよめり、朔旦冬至をも江次第には朔旦旬といへり、又位に即かせ玉ひて初めて政に臨み玉ふをば、萬機の旬といひ、新内裏へ移徙ありて南殿におはしますをば、新所の旬と云ふことも二條良基公の書き玉ふ歌合の判の詞に見えたり、旬とは物の始を云ふことなるべし、(和漢三才圖會)

しりくめなわ

注連端出の繩又七五三繩ともいふ、案するに連繩は神前又は門戸に之を引張り、以て不潔をさくるなり、其繩稻葉を用ゐ、常に八寸許にして、本の端を出す、其數七五三と三莖之を左に綯ひたれば、端出の繩とも名つけり、(和漢三才圖會)之は神前に清めの爲めに張る繩なり、繩の端を三處へ下げて、下げたる端の數を七と五と三とするをいふ、

しでのたをさ

いくばくの田をつくれはかほと、ぎすしでの田をさを朝なくよぶ、顯昭云ふ、しでのたをさとはしづのたをさをいふなり、時鳥は勸農の鳥とて、過時不熟と鳴くといへり、時すぎば實らずといふ意なり、たをさとは田つくるものなり、しづとは賤の男なり、催馬樂にもあり、しでとしづとは通音なり、しかるを世の人しでの田をさとは時鳥をいふなり、しでの山より來たりて農をすむればいふなりといへり、伊勢の歌にいふ、しでの山越えて來つらん時鳥戀しき人の上かたらなん、とさてしでの山より來ることは昔より申しけりときこゆ、さるにても時鳥をしでの田をさといはんには、如何にしでの田をさを時鳥にかよはずべきぞ、此歌の心は別事なり、伊勢物語に、名のみたつしでの田をさは今ぞなくいほりあまたとうとまれぬれば、いほりおほきしでの田をさはなをたのむわがすむ里に聲したてずば、此歌どもは時鳥をしでのたをさとよむときこえた

り、されど是等に古今の歌に思ひ合はするに、是はしでの田をさをよぶをけさぞなくとよめるか、さりとは時鳥をしでのたをさと云ふにはあらじ、綺語抄にいふ、しでの田をさとは時鳥をいふ、或書にいふ、時鳥はしでの山よりわらはにて來るなり、しでの山越ゆる間、田などつくる故にしでの田をさといひつたへたり、寂連入道は、時鳥しでの山より來るといふことは、慥かに經の説なり、地藏本經か、地藏十輪經か、地藏陀羅尼經かに見えたる由申しけり、(袖中抄)しでのたをさは農夫のことなり、時鳥にあらず、本はしでの田をさを呼ぶ鳥といひて異名としたるを、しでの田をさと計りよむゆえきこえかたくなれるなり、(安齋隨筆)按ずるにしでの田をさの説に、二説ありて、顯昭安齋等は鳥にあらず人なりといひ、仲實等は鳥なりといふ、然し安齋の説の如く本はしでの田をさを呼ぶ鳥といふ事にて、しでの田をさは農夫なること疑ふ可らず、然るに呼ぶ鳥といふ語を略して直にしでの田をさを時鳥として讀みたる歌もあるなり、

要するに、しでの田をさぞ、古人は鳥の名としてもよみ、人としてもよみたるなり、かたぐに偏するは不可ならん、

重籐の弓

軍陳に用ゐる弓にして、將軍家又は大將方の持つ弓なり、弓の竹の上皮をよく、少しけづりて漆をぬり、木を添へて作りたるものにて、雨露に逢ひても木と竹との離れぬ様に、籐をしげく巻く故に、重籐といふなり、

師走

十二月のことなり、諸寺諸山の師僧、檀家の處へ年中の祈禱の巻数をさへげて來る故なり、月迫の體なればいそがはしく走り廻る心なり、(摺囊抄)

寢殿

昔の寢殿を造れる六間なり、又四間なり、武家にも之をうつして、鎌倉の後の九代の後、足利成氏の造られし殿宇の指圖、今にありて、六間四間なり、又今

の寺の方丈といふもの、多くは六間の寢殿造りなり、是昔の殿宇は寺へ施入有しこと多き故なり、それより其形によりて後世も方丈を作られし故なるべし、その中央の間を帳臺といふ、是に額突をし帳をたれて夜の臥戸とする故の名なり、表の方によりて中門を造るなり、(春湊浪語) 按するに寢殿とは漢土にもありて、寢殿は正殿なりとあり、さて何故寢の字を用ゐるか、字書に寢は正といふ意もあれば、寢は正と全く同じ意にて寢殿といふか、又は寢はいぬる臥するの意として用ゐたるにや、昔の家は西の對、東の對等の作り方ありて、主人の寢ぬる處は本殿の帳臺の間にて、此帳臺の間のあるは本殿なれば、遂に寢殿と名つけたるにや、

謝座

江次第元日の宴會篇にいふ、群臣再拜、注にいふ、之を謝座といふと、堂上につく座を謝するなり、

進士秀才

進士の字は禮記の王制に出たり、國々にて學問よくせしものをすぐり出て、天子へあぐれば、及第したるものをこゝろみて、灯燭料を賜りて都にめし置を進士といふなり、士を進むると云ふ儀なり、制度通にいふ、隋の煬帝始めて進士科を立つ、進士の名は固より起るといへども、之を科に名づけて士を取ることは隋をはじめとす、唐宋以來、明に至るまでかはることなし、但し漢より隋に至るまでは、孝廉と秀才と常に行はれ、隋唐より宋迄は、只進士と明經との二にして、其後明經の科はすたれたり、本朝貢擧の法、全く唐の制による、その内唐には進士、明經等の科種々あり、本朝には只秀才、明經、進士、明法の四つばかり、令にあらはると、詳しくことは古事類苑文學部に出たり、

私度越度冒度

一々部を分ちて説明すべきなれども、略々同じことなればしの部に皆注し置く

べし、制度通にいふ、何れも關破りの事なり、私度といふは、過所なしに關所を通ることなり、唐律疏義にいふ、私度とは過所なしに關門を通るを云ふ、越度とは關所を通らずしてわき道へぬけて通るをいふ、疏義に、越度は關門によらず、津濟によらずして度るものをいふと、唐律の注に門によらざるを越となくすと同じことなり、冒度といふは、他人の名をかりて其切手を冒して通るをいふ、疏義にいふ、他人の名を冒して其過所を請ふて度るものなりと、唐律にいふ、諸の私に關を度るものは、徒一年、越度のもは一等を加ふ、若し名を冒して過所を請ふて而して後度るものは、各一年と、本朝の法曹至要抄等は全く唐律によりたるものなりと、

しまの戯れ

しまとは、法華八講の論式ありて其式に鐘をつきて、無言になることを行ふ、之は聲やすめの爲なり、此しまをなして、その後又聲を出すなり、しま、